



原子力事業者防災業務計画修正届出書

26原機(ふ)576
平成27年3月27日

原子力規制委員会 殿

届出者

住所 茨城県那珂郡東海村村松4番地4-9

氏名 独立行政法人日本原子力研究開発機構

理事長 松浦 祥次郎

(担当者

所 属 原子炉廃止措置研究開発センター

安全品質管理課長

電 話 0770-26-1221 (代表))

別添のとおり、原子力事業者防災業務計画を修正したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	原子炉廃止措置研究開発センター 福井県敦賀市明神町3番地
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日承認の種別とその年月日	原子炉設置許可 昭和45年11月30日
原子力事業者防災業務計画修正年月日	平成27年3月27日
協議した都道府県知事及び市町村長	福井県知事 西川 一誠 敦賀市長 河瀬 一治 滋賀県知事 三日月 大造 岐阜県知事 古田 肇
予定される要旨の公表の方法	報道機関への公表 インターネットでの公開

原子炉廃止措置研究開発センター
原子力事業者防災業務計画

平成 27 年 3 月

独立行政法人日本原子力研究開発機構
原子炉廃止措置研究開発センター

修正履歴

番号	年 月 日	内 容
—	平成 12 年 6 月 16 日	新規作成
1	平成 13 年 9 月 7 日	・中央省庁等改革に伴う名称変更 ・その他記載の適正化等
2	平成 14 年 8 月 26 日	・地方公共団体の組織変更に伴う反映 ・その他記載の適正化等
3	平成 15 年 9 月 19 日	・地方公共団体の組織変更に伴う反映 ・モニタリングポスト増設に伴う反映 ・その他記載の適正化等
4	平成 16 年 9 月 17 日	・地方公共団体の組織改正に伴う反映 ・緊急被ばく医療活動の充実強化に伴う反映 ・再び原子炉を起動しない措置等の実施に伴う反映 ・その他記載の適正化等
5	平成 17 年 10 月 7 日	・国、地方公共団体の組織改正に伴う反映 ・法人統合に伴う変更 ・その他
6	平成 18 年 9 月 29 日	・F B R センター組織変更に伴う変更 ・誤植による修正
7	平成 19 年 9 月 28 日	・オフサイトセンターとの係わりを追加 ・地方公共団体の組織改正に伴う反映 ・機構内組織変更に伴う変更
8	平成 20 年 9 月 19 日	・原子炉廃止措置研究開発センター移行に伴う変更 ・法令改正に伴う変更 ・地方公共団体の組織改正に伴う反映 ・原子力防災教育の充実 ・その他記載の適正化
9	平成 21 年 9 月 18 日	・原子炉廃止措置研究開発センター内組織変更に伴う変更 ・その他
10	平成 22 年 9 月 17 日	・本部長スタッフの明確化に伴う変更 ・人事異動に伴う変更 ・その他、所要の見直し
11	平成 25 年 3 月 18 日	・原子力災害対策特別措置法及び関係政省令の改正に伴う反映 ・その他

番号	年 月 日	内 容
12	平成 25 年 12 月 19 日	・ 原子力災害対策特別措置法及び関係政省令の改正、原子力災害対策指針改正に伴う反映 ・ その他
13	平成 27 年 3 月 27 日	・ 国の組織見直し等に伴う反映 ・ 機構組織改正及び敦賀地区組織改編に伴う反映 ・ 原子力事業者間協力協定等の改正に伴う反映 ・ その他記載の適正化

目 次

第1章	総則	1
第1節	原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節	定義	1
第3節	原子力事業者防災業務計画の基本構想	3
第4節	原子力事業者防災業務計画の運用	4
第5節	原子力事業者防災業務計画の修正	4
第2章	原子力災害事前対策の実施	5
第1節	原子力防災体制等の整備	5
1.	体制の区分	5
2.	原子力防災組織、原子力防災要員等	5
3.	原子力防災管理者、副原子力防災管理者の職務	6
第2節	原子力防災組織の運営方法	7
1.	体制の発令及び解除の方法	7
2.	権限の行使	9
3.	要員の非常招集の方法	9
4.	通報連絡先の一覧表の整備	10
第3節	放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備	10
1.	周辺監視区域境界付近の放射線測定設備の設置、検査	10
2.	原子力防災資機材の整備	10
3.	その他原子力防災関連資機材等の整備	11
第4節	緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備	11
1.	緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料	11
2.	ふげん現地対策本部が設置される場所に備え付ける資料	11
3.	原子力規制庁緊急時対応センターが設置される場所に備え付ける資料	11
第5節	緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備の整備、点検	12
1.	緊急対策所	12
2.	集合・退避場所	12
3.	緊急処置施設等	12
4.	気象観測設備	12
5.	プラントに係るデータ表示システム	12
6.	所内放送装置等	12
第6節	原子力防災教育の実施	12
1.	ふげんにおける原子力防災教育	12
2.	敦賀事業本部における原子力防災教育	13
3.	本部における原子力防災教育	13
第7節	原子力防災訓練の実施	13
1.	ふげんにおける訓練	13
2.	国又は地方公共団体が主催する訓練	13

第8節	関係機関との連携	14
1.	国との連携	14
2.	地方公共団体との連携	14
3.	防災関係機関等との連携	14
第3章	緊急事態応急対策の実施等	15
第1節	通報、報告等の実施	15
1.	警戒体制及び原子力防災体制の発令等	15
2.	通報の実施	15
3.	情報の収集と報告	15
4.	通話制限	16
5.	他の原子力事業者等からの支援の要請	16
第2節	応急措置の実施	16
1.	応急措置の実施及び概要の報告	16
2.	退避誘導及びふげん構内入域制限	17
3.	放射能影響範囲の推定	17
4.	消火活動	17
5.	緊急時医療	18
6.	二次災害防止に関する措置	18
7.	汚染拡大の防止及び防護措置	18
8.	線量評価	19
9.	要員の派遣、資機材の貸与	19
10.	広報活動	19
11.	応急復旧	19
12.	原子力災害の拡大防止を図るための措置	19
13.	被災者相談窓口の設置	20
14.	運搬に係る応急措置	20
第3節	緊急事態応急対策	21
1.	原子力緊急事態の報告	21
2.	応急措置の継続実施	21
3.	要員の派遣、資機材の貸与	21
第4章	原子力災害中長期対策の実施	22
第1節	原子力災害中長期対策の計画等	22
1.	原子力災害中長期対策の計画	22
2.	原子炉施設の復旧対策の実施	22
3.	原子力防災体制の解除	22
4.	原因究明及び再発防止対策	22
5.	汚染の除去	23
6.	被災者への生活再建等の支援	23
第2節	要員の派遣、資機材の貸与	23

第5章 その他	24
第1節 福井県内の他原子力事業所への協力	24
第2節 福井県外の原子力事業所等への協力	24

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第7条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）原子炉廃止措置研究開発センター（以下「ふげん」という。）における原子力災害事前対策、緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るための業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な措置の遂行に資することを目的とする。

第2節 定義

この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（1）原子力災害

原子力緊急事態により公衆の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

（2）原子力緊急事態

原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

（3）原子力災害事前対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制、資機材の整備等を含む。）をいう。

（4）原子力緊急事態宣言

原災法第15条第2項の規定による「原子力緊急事態宣言」をいう。

（5）原子力緊急事態解除宣言

原災法第15条第4項の規定による「原子力緊急事態解除宣言」をいう。

（6）緊急事態応急対策

原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

(7) 原子力災害中長期対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

(8) 原子力事業者

次に掲げる者（原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）で定めるところにより、原子炉の運転等のための施設を長期間にわたって使用する予定がない者であると原子力規制委員会が認めて指定した者を除く。）をいう。

イ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「規制法」という。）第13条第1項の規定に基づく加工の事業の許可（承認を含む。この号において同じ。）を受けた者

ロ 規制法第23条第1項の規定に基づく原子炉の設置の許可（船舶に設置する原子炉についてのものを除く。）を受けた者

ハ 規制法第43条の4第1項の規定に基づく貯蔵の事業の許可を受けた者

ニ 規制法第44条第1項の規定に基づく再処理の事業の指定（承認を含む。）を受けた者（同条第3項の規定により再処理施設の設置について承認を受けた原子力機構を含む。）

ホ 規制法第51条の2第1項の規定に基づく廃棄の事業の許可を受けた者

ヘ 規制法第52条第1項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可を受けた者（同法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならないこととされている者に限る。）

(9) 原子力事業所

原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

(10) 原子力防災管理者

原災法第9条第2項の規定に基づき、ふげんを統括管理するふげん所長をいう。

(11) 指定行政機関

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第3号に規定する機関をいう。

(12) 指定地方行政機関

災対法第2条第4号に規定する機関をいう。

(13) 関係周辺都道府県

ふげんから30kmの区域内にあり、ふげんに関する地域防災計画を有する滋賀県及び岐阜県をいう。

(14) 関係周辺市町村

ふげんから概ね30kmの区域内にあり、ふげんに関する地域防災計画を有し、当該市町村の区域につきふげんの原子力災害発生又は拡大を図ることが必要であると所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事が認めた福井県の敦賀市、美浜町、南越前町、

若狭町、小浜市、越前町、鯖江市、越前市、池田町、福井市及び滋賀県の高島市、長浜市、並びに岐阜県の揖斐川町をいう。

(15) 緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）

国や地方公共団体が防護措置の準備や実施をするべく、原子力施設等の状況に応じて、緊急事態の区分を決定するための判断基準をいう。原子力事業者が観測可能な原子力施設等の状況（プラントの状態等）で表される。

(16) 警戒事象

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設等において特定事象または緊急事態事象に至る可能性がある事象をいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

原子力発電所の設計、建設、運転の各段階及び事業所外運搬においては、規制法、電気事業法（昭和39年法律第170号）等による国の安全規制に基づき、多重防護等の考え方により、各種の安全確保対策を講じている。

これらの安全確保対策とは別の観点から、万一、放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外（事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出されるか、又はそのおそれがある場合に備え、あらかじめ必要な措置を講じておくことが原子力防災対策であり、原災法、その他の原子力災害防止に関する法律に基づき、原子力災害の発生を未然に防止するために万全の備えを講じておくとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した場合の拡大防止及び復旧を図るために実施すべき事項について定めておく必要がある。

このため、原子力災害事前対策、緊急事態応急対策等（原災法第10条第1項に規定する通報、原災法第25条に規定する応急措置を含む。以下同じ。）、原子力災害中長期対策の各段階における次の諸施策についてこの計画を定め、原子力防災対策の推進を図ることとする。

段 階	施 策
原子力災害事前対策	周到かつ十分な事前対策を行うための体制の整備、原子力防災資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施等
緊急事態応急対策等	迅速かつ円滑な応急対策を行うための事象発生時の通報、原子力防災体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、関係機関への要員の派遣及び資機材の貸与等
原子力災害中長期対策	適切かつ速やかな原子力災害復旧対策を行うための計画の策定、復旧対策の実施、被災地域復旧のための関係機関への要員の派遣及び資機材の貸与等

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

この計画の運用に当たっては、原子力災害事前対策、緊急事態応急対策等及び原子力災害中長期対策の各段階において、災対法に基づく次の諸計画と整合を図り、諸施策が一体的かつ有機的に実施されるよう留意する。

- (1) 防災基本計画 第12編 原子力災害対策編
- (2) 福井県、敦賀市及び関係周辺都道府県の原子力災害に関する地域防災計画
- (3) 関係周辺市町村の原子力防災対策に関する地域防災計画

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

- (1) 原子力防災管理者は、この計画が前節(2)の地域防災計画と抵触しないことについて、福井県、敦賀市及び関係周辺都道府県の意見も聴いた上で、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときは次の手順によりこれを修正する。

なお、原子力防災管理者は、修正の必要がない場合であってもその旨の意見を聴いた地方公共団体及び原子力防災専門官に報告する。

- a. 修正案の作成に当たっては、この計画の修正案が地域防災計画に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。
 - b. 所定の手続きにより福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に、この計画を修正しようとする日の60日前までに修正案を提出し協議する。また、この際は、計画を修正しようとする日を明らかにする。
 - c. この計画を修正した場合、所定の手続きにより様式1—5—1を用いて、速やかに内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。
- (2) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に対し、この計画の作成又は修正の状況について報告できるよう、その履歴について保存しておく。

第2章 原子力災害事前対策の実施

第1節 原子力防災体制等の整備

1. 体制の区分

(1) 警戒体制

警戒事象が発生したとき、又は原子力規制庁から警戒事態の発生について連絡を受けたときは、要員参集、情報収集及び連絡体制の構築を図ることにより初期対応を確実にかつ円滑に行うため、警戒体制を設ける。

(2) 原子力防災体制

原子力災害が発生するおそれがある場合又は原災法第10条第1項に基づく特定事象が発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、原子力防災体制を設ける。

2. 原子力防災組織、原子力防災要員等

(1) ふげん

- a. 原子力防災管理者は、ふげんに別図2-1-1に定める原子力防災組織を設置する。
- b. 原子力防災組織は、この計画に従い、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。
- c. 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員から原子力防災要員を選任するものとし、その原子力防災要員は原子力災害が発生した場合、直ちに別表2-1-1に定める業務を行う。
- d. 原子力防災管理者は、原子力防災要員を置いたとき又は変更したときは、所定の手続きにより様式2-1-2を用いて、配置又は変更した日から7日以内に原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。
- e. 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員のうちから、次の職務を実施するための派遣要員をあらかじめ定めておくとともに、敦賀事業本部からの派遣要員を確認しておく。
 - (a) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力
 - (b) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害中長期対策への協力
 - (c) 他の原子力事業所及び事業所外運搬に係る緊急事態応急対策への協力

(2) 敦賀事業本部

- a. 敦賀事業本部長は、別図2-2-2に定める敦賀対策本部を設置する。
- b. 敦賀対策本部の組織は、この計画に従い、敦賀事業本部における緊急事態応急対策活動を実施し、かつ原子力災害の発生又は拡大等を防止するために、ふげんが行う対策活動を統括する。

- c. 敦賀事業本部長は、原子力防災管理者が原子力防災体制を発令した場合、指定行政機関及び指定地方行政機関並びに地方公共団体等と連携して、緊急事態応急対策等を実施する。

(3) 本部

- a. 安全・核セキュリティ統括部長は、別図 2-2-3 に定める機構対策本部の組織を整備する。
- b. 機構対策本部の組織は、この計画に従い、本部における緊急事態応急対策活動を実施し、かつ原子力災害の発生又は拡大等を防止するために、ふげんが行う対策活動及び敦賀事業本部が行う活動を総理する。
- c. 理事長は、原子力防災管理者が原子力防災体制を発令した場合、指定行政機関及び指定地方行政機関並びに地方公共団体等と連携して、緊急事態応急対策等を実施する。

3. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者の職務

(1) 原子力防災管理者の職務は、次のとおりとする。

- a. 原子力防災組織の統括
- b. 原災法第 10 条第 1 項の規定による通報
- c. 原災法第 25 条第 1 項の規定による応急措置
- d. 第 2 章に規定する原子力災害事前対策の実施、第 3 章に規定する緊急事態応急対策の実施等及び第 4 章に規定する原子力災害中長期対策の実施（a. から c. までの職務を除く。）
- e. 第 5 章に規定する他原子力事業所等への協力
- f. その他法令で原子力防災管理者の職務として定める事項

(2) この計画において原子力防災管理者の職務として記載している事項については、あらかじめ定めるところにより他の者に実施させ、その結果の確認をもって原子力防災管理者が実施したものとみなす。

(3) 副原子力防災管理者の代行順位は、別表 2-1-2 のとおりとし、原子力防災管理者を補佐する。また、原子力防災管理者によりあらかじめ指名された副原子力防災管理者は、原子力防災管理者がふげんにいないときは原子力防災組織を統括する。

(4) 副原子力防災管理者は、原子力防災管理者が欠けたとき、旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができないときは、別表 2-1-2 の順位に従って原子力防災管理者の職務を代行する。

(5) 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任したときは、原子力防災管理者は、所定の手続きにより様式 2-1-3 を用いて、選任又は解任した日から 7 日以内に原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に届ける。

(6) 原子力防災管理者は、他の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その評価及び事象の原因究明結果を踏まえ、必要に応じ再発防止対策を講じることにより、

原子力災害の未然防止に努める。

第2節 原子力防災組織の運営方法

1. 体制の発令及び解除の方法

(1) 警戒体制の発令

a. ふげん

(a) 第2章第1節1.(1)に基づく警戒体制の発令は、原子力防災管理者が行う。

(b) 原子力防災管理者は、警戒体制を発令した場合、敦賀事業本部長に報告するとともに、直ちに別図2-1-1の原子力防災組織によるふげん現地対策本部を設置し、自らふげん現地対策本部長としてふげん現地対策本部を統括管理する。

b. 敦賀事業本部

敦賀事業本部長は、原子力防災管理者からふげんにおける警戒体制の発令を受けた場合、敦賀事業本部における警戒体制を発令し、安全・核セキュリティ統括部長に報告するとともに、別図2-2-2に定める敦賀対策本部を設置し、敦賀対策本部長として敦賀対策本部を統括管理する。

c. 本部

安全・核セキュリティ統括部長は、敦賀事業本部長からふげんにおける警戒体制の発令を受けた場合、本部における警戒体制を発令し、直ちに理事長に報告するとともに、別図2-2-3に示す機構対策本部を設置し、機構対策本部長として機構対策本部を統括管理する。

(2) 警戒体制の解除

a. ふげん

ふげん現地対策本部長は、次の場合、警戒体制の解除について敦賀対策本部長に意見を具申し、同意を得た後、機構対策本部長の了承を得て、警戒体制を解除することができる。

(a) 発生した事象が終息し、原子力規制委員会原子力事故警戒本部が設置されている場合にあっては当該本部が廃止され、かつ、地方公共団体の警戒本部が廃止された後、設備等の復旧対策が終了して通常組織で対応可能と原子力防災管理者が判断した場合。

(b) 原子力規制委員会原子力事故警戒本部が設置されていない場合にあっては、発生した事象が終息し、設備等の復旧対策が終了して通常組織で対応可能と原子力防災管理者が判断した場合。

b. 敦賀事業本部

敦賀対策本部長は、ふげん現地対策本部長から警戒体制の解除について、意見具申を受けた場合、同項(2) a.(a)又は(b)の条件に合致していることを確認した上で同意し、機構対策本部長が警戒体制解除を了承した後、敦賀事業本部における

警戒体制を解除する。

c. 本部

機構対策本部長は、ふげん現地対策本部長から警戒体制の解除について上申があった場合、同項（２） a.（a）又は（b）の条件に合致していることを確認した上で、通常組織で対応可能と判断した場合、警戒体制解除を了承し、本部における警戒体制を解除する。

（３）原子力防災体制の発令

a. ふげん

（a）第２章第１節１．（２）に基づく原子力防災体制の発令は、原子力防災管理者が行う。

（b）原子力防災管理者は、原子力防災体制を発令した場合、直ちに別図２－１－１の原子力防災組織によるふげん現地対策本部を設置し、自らふげん現地対策本部長としてふげん現地対策本部を統括管理する。

b. 敦賀事業本部

敦賀事業本部長は、原子力防災管理者からふげんにおける原子力防災体制の発令を受けた場合、敦賀事業本部における原子力防災体制を発令し、安全・核セキュリティ統括部長に報告するとともに、別図２－２－２に定める敦賀対策本部を設置し、敦賀対策本部長として敦賀対策本部を統括管理する。

c. 本部

安全・核セキュリティ統括部長は、敦賀事業本部長からふげんにおける原子力防災体制の発令を受けた場合、本部における原子力防災体制を発令し、直ちに理事長に報告する。報告を受けた理事長は、別図２－２－３に示す機構対策本部を設置し、機構対策本部長として機構対策本部を統括管理する。

（４）原子力防災体制の解除

a. ふげん

ふげん現地対策本部長は、次の場合、原子力防災体制の解除について敦賀対策本部長に意見を具申し、同意を得た後、機構対策本部長の了承を得て、原子力防災体制を解除することができる。

（a）原子力緊急事態宣言が発出されていた場合にあっては、原子力緊急事態解除宣言が公示され、かつ、原災法第２２条で設置された地方公共団体の災害対策本部が廃止された後、原子力災害中長期対策が終了して通常組織での対応が可能と判断した場合。

（b）原子力緊急事態宣言が発出されていない場合にあっては、発生事象の原因除去及び被害の拡大防止措置を講じ、原子力防災専門官の助言を受けて、第１章第４節（２）の地方公共団体及び美浜町、南越前町の意見も聴いた上で、事象が収束したと判断した場合。

b. 敦賀事業本部

敦賀対策本部長は、ふげん現地対策本部長から原子力防災体制の解除について、意

見具申を受けた場合、同項（４） a.（a）又は（b）の条件に合致していることを確認した上で同意し、機構対策本部長が原子力防災体制解除を了承した後、敦賀事業本部における原子力防災体制を解除する。

c. 本部

機構対策本部長は、ふげん現地対策本部長から原子力防災体制の解除について上申があった場合、同項（４） a.（a）又は（b）の条件に合致していることを確認した上で、通常組織で対応可能と判断した場合、原子力防災体制解除を了承し、本部における原子力防災体制を解除する。

2. 権限の行使

- （１）ふげんの緊急事態応急対策等の活動に関する一切の業務は、原子力防災体制が発令された場合、ふげん現地対策本部の下で行う。
- （２）ふげん現地対策本部長は、職制上の権限を行使して活発にこの計画に基づく緊急事態応急対策等の活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置を講じることとする。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きをとるものとする。
- （３）ふげん現地対策本部の要員は、ふげん現地対策本部長及び班長等の指揮の下で、自己の属する班の業務、自己の役割・任務等に基づき緊急事態応急対策等の活動に従事する。

3. 要員の非常招集の方法

（１）ふげん

原子力防災管理者は、ふげんにおける警戒体制発令時又は原子力防災体制発令時に、別図 2—1—1 に定めるふげん現地対策本部の要員を非常招集するため、別図 2—2—4 に定める招集連絡経路を整備する。なお、原子力防災管理者は、あらかじめふげん現地対策本部の要員の動員計画を策定し、これを原子力防災組織の構成員に周知する。

（２）敦賀事業本部

安全品質推進室長は、ふげんにおける警戒体制発令時又は原子力防災体制発令時に別図 2—2—2 に定める敦賀対策本部の要員を非常招集するため、別図 2—2—4 に定める招集連絡経路を確保する。なお、安全品質推進室長は、あらかじめ敦賀対策本部の要員の動員計画を策定し、これを敦賀対策本部の構成員に周知する。

（３）本部

安全・核セキュリティ統括部長は、敦賀事業本部からふげんの警戒体制発令時又は原子力防災体制発令の連絡があった場合、別図 2—2—3 に定める機構対策本部の要員を非常招集するため、別図 2—2—4 に定める招集連絡経路を整備する。なお、安全・核セキュリティ統括部長は、あらかじめ機構対策本部の要員の動員計画を策定し、これを機構対策本部の構成員に周知する。

4. 通報連絡先の一覧表の整備

原子力防災管理者は、敦賀事業本部長の協力を得て、通報連絡に万全を期するため以下の通報連絡先の一覧表を整備しておく。

- (1) 別図 2—2—5 に定める警戒事象に基づく通報連絡
- (2) 別図 2—2—6 に定める警戒体制及び原子力防災体制発令時の連絡
- (3) 別図 2—2—7 に定めるふげん現地対策本部が設置された後の連絡
- (4) 別図 2—2—8 及び別図 2—2—9 に定める原災法第 10 条第 1 項に基づく通報連絡

第 3 節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

1. 周辺監視区域境界付近の放射線測定設備の設置、検査

- (1) 原子力防災管理者は、原災法第 11 条第 1 項に基づき別表 2—3—3 及び別図 2—3—10 に示す放射線測定設備（モニタリングポスト）を設置し、設備保全課長にあらかじめ定めるところにより次の措置を講じさせる。
 - a. 検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのない状態を維持する。
 - b. 設置している地形の変化その他周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのない状態を維持する。
 - c. 年 1 回以上校正を行う。
 - d. 故障等により監視不能となった場合は、速やかに修理するとともに、必要に応じて代替手段での測定を実施する。
- (2) 原子力防災管理者は、放射線測定設備を新たに設置したとき又は変更したときは、所定の手続きにより様式 2—3—4 を用いて、設置又は変更した日から 7 日以内に内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。
- (3) 原子力防災管理者は、放射線測定設備を新たに設置したとき又は変更したときは、所定の手続きにより原子力規制委員会に申請し、原子力規制委員会が行う検査を受ける。
- (4) 開発実証課長は、放射線測定設備により測定した放射線量の数値を記録計により記録し、1 年間保存する。また、安全品質管理課長は、この記録に基づいた放射線量の数値を公衆が閲覧できる方法で公表する。

2. 原子力防災資機材の整備

- (1) 原子力防災管理者は、原災法に定められた原子力防災資機材として別表 2—3—4 に定める資機材を確保するとともにふげん各課長に次の措置を講じさせる。

- a. 定期的に保守点検を行う。なお、点検内容等はあらかじめ定めるところによる。
- b. 不具合が認められた場合には、速やかに修理するか、又は代替品を補充することにより必要数量を確保する。
- c. 関係機関等へ迅速かつ的確な通報連絡ができるよう、非常用通信機器の機能向上に努める。

(2) 原子力防災管理者は、原子力防災資機材を備え付けたときは、所定の手続きにより様式 2—3—5 を用いて、備え付けた日から 7 日以内に内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。また、原子力防災管理者は、毎年 9 月 30 日現在における備え付けの現況については翌月 7 日までに同様に届け出る。

3. その他原子力防災関連資機材等の整備

原子力防災管理者は、前項に加え別表 2—3—5 に定める原子力防災関連資機材及び別表 2—3—6 に定める電源機能等喪失時対応に関する資機材を確保するとともに、電源機能等喪失時に関する資機材については、別図 2—3—11 を目安に設置する。ふげん各課長は、あらかじめ定めるところにより定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。

第 4 節 緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備

1. 緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料

原子力防災管理者は、原災法第 12 条第 1 項に規定する緊急事態応急対策等拠点施設（福井県敦賀原子力防災センター。以下「原子力防災センター」という。）に備え付けるため、別表 2—4—7 に定める資料のうち、同条第 4 項に規定するものを所定の手続きにより内閣総理大臣に提出するとともに、その資料の写しを福井県、敦賀市、美浜町、南越前町及び関係周辺都道府県に提出する。提出した資料の内容に変更があったときも、同様とする。

2. ふげん現地対策本部が設置される場所に備え付ける資料

原子力防災管理者は、ふげん現地対策本部が設置される場所（以下「緊急対策所」という。）に、別表 2—4—7 に定める資料を備え付ける。また、原子力防災管理者は、これらの資料についてあらかじめ定めるところにより定期的に見直しを行う。

3. 原子力規制庁緊急時対応センターが設置される場所に備え付ける資料

安全品質管理課長は、原子力規制庁緊急時対応センターにおいて使用する、別表 2—4—8 に定める資料を備え付ける。また、これらの資料についてあらかじめ定めるところにより定期的に見直しを行う。

第5節 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備の整備、点検

1. 緊急対策所

管理課長及び設備保全課長は、緊急対策所内の各設備を整備するとともに、設備保全課長は、換気浄化設備を定期的に点検する。

2. 集合・退避場所

管理課長は、別図2—5—12に定める場所に、その場所が集合・退避場所であることを示す立て看板等を設置する。また、管理課長は、集合・退避場所を指定又は変更したときは、関係者に周知する。

3. 緊急処置施設等

管理課長は、別図2—5—13に示す場所に緊急処置施設として緊急処置室を、環境管理課長は、除染室を整備する。

4. 気象観測設備

開発実証課長は、別表2—5—9に示す気象観測設備が常に使用可能な状態であることを確認する。

なお、気象観測設備の記録の取り扱いについては、あらかじめ定めるところによる。

5. プラントに係るデータ表示システム

設備保全課長は、ふげんにおけるプラントに係るデータ表示システムを整備し、不具合が認められた場合は速やかに修理する。

6. 所内放送装置等

管理課長は、ふげんにおける所内放送装置及び緊急招集システムを、設備保全課長は、運転指令装置を整備し、不具合が認められた場合は速やかに修理する。

第6節 原子力防災教育の実施

1. ふげんにおける原子力防災教育

原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員に対し、原子力災害に関する知識及び技能を習得し原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次の項目について、別表2—6—10に定める原子力防災教育を行う。また、原子力防災教育を実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関する知識
- (2) ふげん及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識
- (3) 放射線防護に関する知識
- (4) 放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識
- (5) 電源機能等喪失時に関する知識

2. 敦賀事業本部における原子力防災教育

安全品質推進室長は、敦賀対策本部の構成員に対し、原子力災害に関する知識及び技能を習得し原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、別表2-6-11に定める原子力防災教育を行う。また、教育の実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

3. 本部における原子力防災教育

安全・核セキュリティ統括部長は、機構対策本部の構成員に対し、原子力災害に関する知識を習得し原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、別表2-6-12に定める原子力防災教育を行う。また、教育の実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

第7節 原子力防災訓練の実施

1. ふげんにおける訓練

- (1) 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員等に対し、別表2-7-13に定める原子力防災訓練を実施する。また、原子力防災訓練実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じてこの計画又は原子力防災訓練の実施方法等の見直しを行う。
- (2) 原子力防災管理者は、訓練の実施にあたり策定した訓練計画について原子力防災専門官の指導・助言を受ける。
- (3) 原子力防災管理者は、原子力防災訓練を実施した場合、地方公共団体と共同で実施した訓練項目を除き、あらかじめ定めるところによりその結果を評価し、様式2-7-6により原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨を公表する。

2. 国又は地方公共団体が主催する訓練

原子力防災管理者は、国又は地方公共団体が原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画策定に協力するとともに、訓練内容に応じて要員の派遣、資機材の貸与等も含め訓練実施に参画する。

第8節 関係機関との連携

1. 国との連携

- (1) 原子力防災管理者は、本部及び敦賀事業本部と平常時から協調し、原子力防災専門官及び国の機関との間で、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。
- (2) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- (3) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法第32条に基づくふげんの立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。
- (4) 原子力防災管理者は、原子力防災専門官からこの計画及び原子力防災組織の設置その他原子力災害事前対策に関する指導及び助言があった場合は、速やかにその対応を行う。
- (5) 原子力防災管理者は、原子力規制委員会又は国土交通大臣から規制法第64条第3項に基づく命令があった場合は、速やかにその対応を行う。

2. 地方公共団体との連携

- (1) 原子力防災管理者は、敦賀事業本部と平常時から協調し、福井県、敦賀市、関係周辺都道府県及び関係周辺市町村との間で、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。なお、第2章第1節2.(1)d.、第2章第1節3.(5)、第2章第3節1.(2)及び第2章第3節2.(2)による届出を行った場合は、美浜町及び南越前町に当該届出に係る書類の写しを送付する。
- (2) 原子力防災管理者は、福井県、敦賀市、関係周辺都道府県及び関係周辺市町村から放射線防護に関する教育講師の派遣その他原子力防災知識の啓発に関する要請があったときには、協力する。
- (3) 原子力防災管理者は、福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事から原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- (4) 原子力防災管理者は、福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事から原災法第32条に基づくふげんの立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。

3. 防災関係機関等との連携

原子力防災管理者は、ふげんと関係のある防災関係機関等（敦賀美方消防組合消防本部、敦賀警察署、敦賀海上保安部、その他関係機関）とは平常時から協調し、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。

第3章 緊急事態応急対策の実施等

第1節 通報、報告等の実施

1. 警戒体制及び原子力防災体制の発令等

(1) 警戒体制

原子力防災管理者は、別表3-1-14に定める事象（警戒事象）の発生について通報を受け、又は自ら発見したとき、若しくは原子力規制庁から警戒事態の発生について連絡を受けたときは第2章第2節の方法により警戒体制を発令し、直ちに必要要員の招集及び様式3-1-7を用いて別図2-2-5に定める関係機関に通報を行う。

(2) 原子力防災体制

- a. 原子力防災管理者は、第2章第1節1.(2)に基づき、第2章第2節の方法により原子力防災体制を発令し、直ちにふげん現地対策本部の要員の非常招集及び別図2-2-8に定める関係機関に連絡を行う。なお、原子力防災体制の発令の連絡は本節2.の通報をもって行う。
- b. 原子力防災管理者は、原子力防災体制を発令した場合、ふげん現地対策本部長として、ふげん現地対策本部の指揮を行う。

2. 通報の実施

原子力防災管理者（ふげん現地対策本部を設置したときはふげん現地対策本部長。以下本章において同じ。）は、原災法第10条第1項に規定する別表3-1-15の事象（特定事象）の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、様式3-1-8に必要事項を記入し、15分以内を目途として、別図2-2-8に定める通報（報告）経路により内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官及び各関係機関にファクシミリ装置を用いて同時に送信する。さらに、その着信を確認する。また、あらかじめ定める関係機関への情報連絡を行う。

また、原子力防災管理者は、別表3-1-17に掲げるものの事業所外運搬（以下この章及び第4章において単に「運搬」という。）における別表3-1-15の事象（特定事象）の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、様式3-1-8に必要事項を記入し、15分以内を目途として、別図2-2-9に定める通報（報告）経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長、原子力防災専門官並びに各関係機関にファクシミリ装置を用いて送信する。さらに、その着信を確認する。また、あらかじめ定める関係機関への情報連絡を行う。

3. 情報の収集と報告

- (1) ふげん現地対策本部情報班長は、事故状況の把握を行うため、次の情報を迅速かつ

的確に収集する。

- a. 事故の発生時刻及び場所
- b. 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
- c. 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況
- d. ふげん周辺監視区域境界付近における放射線及び放射能の測定結果
- e. 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況
- f. 気象状況
- g. 収束の見通し
- h. 放射能影響範囲の推定結果
- i. その他必要と認める事項

- (2) ふげん現地対策本部対外対応班長は、前号により収集した事故状況を様式 3—1—9 にまとめ、別図 2—2—8 に定める通報（報告）経路により内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官及び各関係機関（警戒体制時にあっては別図 2—2—5）に報告（運搬にあっては、様式 3—1—10 に必要事項を記入し、別図 2—2—9 に定める通報（報告）経路により報告）するとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。
- (3) ふげん現地対策本部対外対応班長は、本章第 1 節から第 3 節に掲げる通報及び報告を行った場合、その内容を記録として保存する。

4. 通話制限

ふげん現地対策本部総務班長は、緊急事態応急対策等の活動時の保安通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じるものとする。

5. 他の原子力事業所等からの支援の要請

ふげん現地対策本部長は、第 3 章第 1 節 2. の通報を実施した場合、以下の原子力事業所等から次の支援を敦賀対策本部長に要請する。

- (1) 敦賀対策本部からの要員の派遣及び資機材の貸与
- (2) あらかじめ関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び当機構で定める若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣及び資機材の貸与

第 2 節 応急措置の実施

1. 応急措置の実施及び概要の報告

ふげん現地対策本部長は、本節 2. から 12.（運搬にあっては本節 14.）に掲げる応急措置の実施にあたり、優先順位を考慮して、措置内容及び実施担当者を明確にしたうえで、下記事項に関する措置の実施計画を策定する。

- (1) 施設や設備の整備及び点検

(2) 故障した設備等の応急の復旧

(3) その他応急措置の実施に必要な事項

また、ふげん現地対策本部対外対応班長は、様式3-1-9にその概要を記入し別図2-2-8に定める通報（報告）経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官及び各関係機関に報告（運搬にあつては、様式3-1-10に必要な事項を記入し、別図2-2-9に定める通報（報告）経路により報告）するとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。

2. 退避誘導及びふげん構内入域制限

(1) ふげん現地対策本部総務班長は、ふげん構内の緊急事態応急対策等の活動に従事しない者及び来訪者等（以下「ふげん退避者」という。）を退避させるため退避誘導員を配置し、その業務にあたらせる。

(2) ふげん現地対策本部総務班長は、ふげん退避者に対して所内放送装置又は運転指令装置等により指定する集合・退避場所へ退避すること及びその際の防護措置を周知する。

(3) ふげん現地対策本部長は、必要と認めたときはふげん退避者をふげん構外に退避させるよう指示する。なお、退避に当たっては関係機関と調整を行う。また、この際、ふげん現地対策本部総務班長は、退避誘導班員にふげん構外へのふげん退避者の氏名を記録するよう指示する。

なお、ふげん退避者をふげん構外に退避させる場合には、ふげん現地対策本部対外対応班長はその旨を直ちに福井県知事、敦賀市長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官及び各関係機関に連絡する。

(4) ふげん現地対策本部総務班長は、原子力防災体制発令中においては、ふげん構内への入域を制限するとともに、ふげん構内における原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。

3. 放射能影響範囲の推定

(1) ふげん現地対策本部放射線管理班長は、ふげん構内及びふげん周辺監視区域境界付近の放射線並びに放射能の測定（以下「ふげん緊急時モニタリング」という。）を行う。

(2) ふげん現地対策本部放射線管理班長は、主排気筒モニタのデータ等から外部へ放出された放射性物質の量の評価を行う。

(3) ふげん現地対策本部放射線管理班長は、ふげん緊急時モニタリングのデータ、前号の評価結果、気象観測データ等から放射能影響範囲を推定する。

4. 消火活動

ふげん現地対策本部消防班長は、速やかに火災の発生状況を把握し、安全を確保しつつ迅速に初期の消火活動を行う。また、火災情報を受けた対外対応班長は消防署に火災

の現場状況等を速やかに連絡する。

5. 緊急時医療

- (1) ふげん現地対策本部総務班長及び放射線管理班長は、負傷した者、放射線による障害が発生した者又はそのおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合は、負傷者等を可能な限り放射線による影響の少ない場所に速やかに救出し、必要に応じ別図 2—5—13 に定める緊急処置施設に搬送する。
- (2) ふげん現地対策本部総務班長及び放射線管理班長は、前号により搬送した負傷者等に応急処置及び除染等の措置を講じる。また、ふげん現地対策本部総務班長は、医療機関への移送及び治療の依頼の措置を講じる。この際、移送先の医療機関については、福井県の指示を受ける。
- (3) ふげん現地対策本部総務班長は、負傷者等を医療機関へ移送する際に、放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を随行させる。なお、随行者は、搬送機関及び医療機関に必要な情報を伝達するとともに、負傷者等の移送を行った救急車や処置を行った医療機関の処置室等の汚染検査に協力し、その結果をふげん現地対策本部総務班長に連絡する。連絡を受けたふげん現地対策本部総務班長は、その旨を福井県に報告する。
- (4) ふげん現地対策本部長は、ふげん現地対策本部の要員に対し心身の健康管理にかかわる適切な措置を講じる。

6. 二次災害防止に関する措置

ふげん現地対策本部総務班長は、医療機関への移送、治療や消防機関に消火活動を依頼するとき及び救急隊、消防隊等が到着したときに、事故の概要及び負傷者等の放射性物質による汚染の状況等、二次災害防止のために必要な情報を伝達する等の措置を講じる。

7. 汚染拡大の防止及び防護措置

- (1) ふげん現地対策本部放射線管理班長は、ふげん構内での不要な被ばくを防止するため、立ち入りを禁止する区域を標識により明示するほか、必要に応じ所内放送装置又は運転指令装置等により周知する。また、応急対策を実施する場所において放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかに汚染の拡大防止及び放射性物質の除去に努める。
- (2) ふげん現地対策本部放射線管理班長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護マスクの着用及び線量計の携帯等の防護措置を講じる。

なお、ふげん現地対策本部総務班長は、ふげん現地対策本部放射線管理班長の協力を得て、原子力災害対策活動等に従事する者に対し、別表 3—2—18 に定める基準により、安定ヨウ素剤を服用させる。

8. 線量評価

ふげん現地対策本部放射線管理班長は、ふげん退避者及び緊急事態応急対策等の活動を行うふげん現地対策本部の要員の線量評価を行う。

9. 要員の派遣、資機材の貸与

ふげん現地対策本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施するふげん構外における応急の対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、敦賀対策本部長の協力を得て、別表 3—2—19 に定める要員の派遣、資機材の貸与その他ふげん内の状況に関する情報提供等、派遣先の要請に応じて必要な措置を講じる。

10. 広報活動

(1) ふげん現地対策本部長は、原子力防災センターにおける運営が開始されるまでに報道機関から取材要請を受けた場合、又は当機構から緊急記者発表を行う必要があると認めた場合は、敦賀対策本部長にその状況に応じて対応を依頼する。

依頼を受けた敦賀対策本部長は、災害の状況等を考慮したうえで、公表場所を記者発表に適切な任意の場所に設定する。

(2) ふげん現地対策本部対外対応班長は、公表する情報を別図 3—2—14 に定める連絡経路により連絡し、敦賀対策本部広報班長は公表する内容を取りまとめ、(1) の場所で記者発表を行う。なお、ふげん現地対策本部対外対応班長は、別図 2—2—8 (警戒体制時にあっては別図 2—2—5) に定める経路により関係箇所に連絡する。また、公表する内容について、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。

(3) ふげん現地対策本部長は、原子力防災センターにおける運営が開始された場合は、敦賀対策本部長の協力を得て原子力防災センター内の活動に必要な要員を派遣し、ふげんの状況及び実施している応急措置の概要等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を随時報告させることにより、原子力防災センターにおいて実施される合同記者発表に協力する。

(4) 敦賀対策本部長は、原子力災害に係る住民からの問い合わせに備え、住民広報窓口を設置する。

11. 応急復旧

(1) ふげん現地対策本部施設班長は、中央制御室の計器等による監視及び巡視点検の実施により、ふげん設備の異常の状況、機器の動作状況等の把握に努める。

(2) ふげん現地対策本部長は、応急復旧のための計画を作成し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。その際、原子力防災センターにおける運営が開始された場合は、十分な連絡調整を実施する。

12. 原子力災害の拡大防止を図るための措置

ふげん現地対策本部長は、次に示すとおり、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性

を含む。)の拡大防止を図るための措置を講じる。その際、原子力防災センターにおける運営が開始された場合は、同センターで実施される事故の拡大の可能性の予測や放射性物質の影響範囲等について十分把握する。

- (1) 原子炉施設の運転状態、余熱除去等の動作状況の把握を行い、その結果に基づき、災害の拡大防止に必要な機械及び電気設備の応急補修措置並びにその他運転上の措置を講じる。
- (2) 事故の拡大の可能性及び放射性物質等が外部へ放出される可能性を評価し、汚染及び被ばく拡大防止対策のための放射線に関する影響範囲及び拡大性の把握を行う。
- (3) 上記(2)の結果に基づき、立入制限区域の設定を行う。
- (4) 上記(2)の結果に基づき、危険物施設の防護措置を講じる。

13. 被災者相談窓口の設置

機構対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等に対応するため、相談窓口を設置する。

14. 運搬に係る応急措置

- (1) ふげん現地対策本部長は、運搬に係る応急措置を講じる場合、敦賀対策本部長の協力を得て、直ちに別表3—2—19に定める要員の派遣、資機材の貸与その他必要な措置を講じる。
- (2) 現地に派遣された要員は、当機構が運搬を委託した者、最寄りの消防機関、警察及び海上保安部と協力して事象の状況を踏まえ、次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生及び拡大の防止を図る。

- a. 立入制限区域の設定及び退避等の実施
- b. 環境放射線モニタリングの実施
- c. 消火及び延焼防止措置の実施
- d. 負傷者等の救出
- e. 輸送物の安全な場所への移動
- f. 漏えいの拡大防止措置の実施及び汚染の除去及び遮へい対策の実施
- g. その他、必要な措置の実施

なお、上記の要員が到着するまでの間、運搬に携わっている職員及び当機構が運搬を委託した者は、携行している資機材を用いて、次の措置を講じる。

- h. 立入制限区域の設定及び退避等の実施
- i. 環境放射線モニタリングの実施
- j. 消火及び延焼防止措置の実施
- k. 負傷者等の救出
- l. その他必要な措置の実施

第3節 緊急事態応急対策

1. 原子力緊急事態の報告

ふげん現地対策本部長は、原災法第15条第1項に関する別表3—3—20に定める報告基準に至った場合は、様式3—3—11を用いて、別図2—2—8（運搬の場合にあつては、様式3—3—12を用いて、別図2—2—9）に定める通報（報告）経路に基づき、関係機関に報告するとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。

2. 応急措置の継続実施

ふげん現地対策本部長は、本章第2節「応急措置の実施」に定める措置（前節9.の要員の派遣、資機材の貸与を除く。）を、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間継続して講じる。なお、要員の派遣、資機材の貸与については、本節3.のとおりとする。

3. 要員の派遣、資機材の貸与

- （1）ふげん現地対策本部長は、敦賀対策本部長の協力を得て、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関が実施するふげん構外における緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため別表3—3—21に定める派遣先に対し、同表に定める要員の派遣、資機材の貸与その他ふげん内の状況に関する情報提供等、派遣先の要請に応じて必要な措置を講じる。
- （2）派遣された要員は、原子力災害合同対策協議会等の派遣先の各機関と連携しつつ、別表3—3—21に定める業務を行う。また、その業務内容について、ふげん現地対策本部長に報告する。

なお、運搬の場合は、現地に派遣された要員は、当機構が運搬を委託した者と協力し、国の現地対策本部の指揮に基づき、災害現場に派遣された専門家の助言を踏まえつつ、緊急事態応急対策を主体的に講じる。

- （3）ふげん現地対策本部長は、緊急事態応急対策の実施に関し、敦賀対策本部からの支援を必要とするときは、要員の派遣及び資機材の貸与について、敦賀対策本部長に要請する。

第4章 原子力災害中長期対策の実施

第1節 原子力災害中長期対策の計画等

1. 原子力災害中長期対策の計画

ふげん現地対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言があった場合、次の事項について機構対策本部長及び敦賀対策本部長の協力を得て、原子力災害中長期対策計画を速やかに策定し、原子力防災センターにおける現地中長期対策連絡会議等にて、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長、美浜町長、南越前町長及び関係周辺都道府県知事に報告するとともに、あらかじめ定める関係機関に送付する。

- (1) 原子炉施設の復旧対策に関する事項（本節2. 参照）
- (2) 環境放射線モニタリングに関する事項
- (3) 汚染検査及び汚染除去に関する事項
- (4) 広報活動に関する事項
- (5) 被災者の損害賠償請求等への対応のための窓口に関する事項
- (6) 原子力災害中長期対策の実施体制・実施担当者及び工程に関する事項

2. 原子炉施設の復旧対策の実施

ふげん現地対策本部長は、原子力災害発生後の事態収束を図るため、次の事項について復旧計画を策定し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- (1) 原子炉施設の損傷状況及び汚染状況の把握
- (2) 原子炉施設の除染の実施
- (3) 原子炉施設損傷部の修理及び改造の実施
- (4) 放射性物質の追加放出の防止

3. 原子力防災体制の解除

ふげん現地対策本部長は、第2章第2節1.（4）により原子力防災体制を解除する。また、ふげん現地対策本部長は、原子力防災体制を解除しふげん現地対策本部を解散したときは、機構対策本部長及び敦賀対策本部長に報告し、別図2—2—8（運搬の場合にあたっては、別図2—2—9）に定める通報（報告）経路に基づき関係機関に連絡するとともに、あらかじめ定める関係機関に連絡する。

4. 原因究明及び再発防止対策

ふげん現地対策本部長は、機構対策本部長及び敦賀対策本部長の協力を得て原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を検討、実施する。

5. 汚染の除去

機構対策本部長は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域が確認された場合は、国及び地方公共団体等と協力して、汚染区域の除染及び廃棄物の処理に必要な措置を講じる。

6. 被災者への生活再建等の支援

機構対策本部長は、国及び地方公共団体等と協調し、復興過程の被災者への仮設住宅等の提供など、その間の生活維持のための支援に協力する。

第2節 要員の派遣、資機材の貸与

ふげん現地対策本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長、その他の執行機関の実施する原子力災害中長期対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、本章第1節1.の原子力災害中長期対策計画に基づき、別表4—2—22に定める要員の派遣、資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

第5章 その他

第1節 福井県内の他原子力事業所への協力

原子力防災管理者は、福井県内の他原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、敦賀事業本部長からの要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等及び原子力災害中長期対策を支援するため、次の措置を講じる。

- (1) 別表5—1—23に示す要員の派遣及び資機材の貸与のうちふげん関係分
- (2) 若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣及び資機材の貸与の要請への協力
- (3) 前項(1)及び(2)による協力を円滑に進めるためのふげん支援会議の設置

第2節 福井県外の原子力事業所等への協力

原子力防災管理者は、福井県外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、又は他の原子力事業者が輸送の安全に責任を有する事業所外運搬において原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、敦賀事業本部長からの要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策を支援するため、次の措置を講じる。

- (1) 別表5—2—24に定める要員の派遣及び資機材の貸与のうちふげん関係分

原子炉廃止措置研究開発センター
原子力事業者防災業務計画別冊

平成 27 年 3 月

独立行政法人日本原子力研究開発機構
原子炉廃止措置研究開発センター

目 次

別表 2—1—1	原子力防災要員の職務と配置……………	1
別表 2—1—2	副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位……………	2
別表 2—3—3	ふげん敷地周辺の放射線測定設備の種類……………	3
別表 2—3—4	原子力防災資機材……………	4
別表 2—3—5	原子力防災関連資機材……………	5
別表 2—3—6	電源機能等喪失時対応に関する資機材……………	6
別表 2—4—7	緊急事態応急対策等拠点施設及びふげん現地対策本部に 備え付ける資料……………	7
別表 2—4—8	原子力規制庁緊急時対応センターの活動で使用する資料……………	8
別表 2—5—9	緊急事態応急対策等の活動で使用する設備……………	9
別表 2—6—10	ふげんにおける原子力防災教育の内容……………	10
別表 2—6—11	敦賀事業本部における原子力防災教育の内容……………	11
別表 2—6—12	本部における原子力防災教育の内容……………	12
別表 2—7—13	原子力防災訓練の内容……………	13
別表 3—1—14	原子力災害対策指針に基づく警戒事象……………	14
別表 3—1—15	原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準及び E A L……………	15
別表 3—1—16	安全上重要な構築物、系統又は機器一覧……………	19
別表 3—1—17	ふげんが輸送物の安全に責任を有するもの……………	20
別表 3—2—18	原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤 服用基準……………	21
別表 3—2—19	原子力防災体制発令後における要員の派遣、資機材の貸与……………	22
別表 3—3—20	原災法第 15 条第 1 項に関する報告基準及び E A L……………	23
別表 3—3—21	緊急事態応急対策における要員の派遣、資機材の貸与……………	26
別表 4—2—22	原子力災害中長期対策における要員の派遣、資機材の貸与……………	27
別表 5—1—23	福井県内原子力事業所の緊急事態応急対策における 要員の派遣、資機材の貸与……………	28
別表 5—2—24	福井県外の原子力事業所又は他の原子力事業者が輸送物 の安全に責任を有する事業所外運搬中に発生した原子力 緊急事態における要員の派遣、資機材の貸与……………	32
別図 2—1—1	ふげん原子力防災組織（ふげん現地対策本部の組織）……………	33
別図 2—2—2	敦賀対策本部の組織……………	34
別図 2—2—3	機構対策本部の組織……………	35
別図 2—2—4	各対策本部の非常招集連絡経路……………	36
別図 2—2—5	警戒事象に基づく通報（連絡）経路……………	38
別図 2—2—6	警戒体制及び原子力防災体制発令時の連絡経路……………	39

別図 2—2—7	ふげん現地対策本部設置後の報告連絡経路 (警戒体制及び原子力防災体制発令後の報告連絡経路) ……………	40
別図 2—2—8	原子力防災体制発令時等の通報(報告)経路……………	41
別図 2—2—9	事業所外運搬における原子力防災体制発令時等の 通報(報告)経路……………	42
別図 2—3—10	ふげん周辺監視区域境界付近の放射線測定設備……………	43
別図 2—3—11	電源機能等喪失時対応に関する資機材配置……………	44
別図 2—5—12	ふげんの集合・退避場所……………	45
別図 2—5—13	ふげん構内の緊急処置施設等……………	46
別図 3—2—14	公表内容の連絡経路……………	47
様式 1—5—1	原子力事業者防災業務計画作成(修正)届出書……………	48
様式 2—1—2	原子力防災要員現況届出書……………	49
様式 2—1—3	原子力防災管理者(副原子力防災管理者)選任・解任届出書……………	50
様式 2—3—4	放射線測定設備現況届出書……………	51
様式 2—3—5	原子力防災資機材現況届出書……………	52
様式 2—7—6	防災訓練実施結果報告書……………	53
様式 3—1—7	警戒事象発生通報様式……………	54
様式 3—1—8	特定事象発生通報様式……………	55
様式 3—1—9	応急措置の概要連絡様式(原子炉施設) ……………	56
様式 3—1—10	応急措置の概要連絡様式(事業所外運搬) ……………	58
様式 3—3—11	原災法第 15 条第 1 項に関する報告様式(原子炉施設) ……………	60
様式 3—3—12	原災法第 15 条第 1 項に関する報告様式(事業所外運搬) ……………	62
参考 1	原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策指針に 基づく標準 EAL マトリックス表 ……………	64

別表 2 — 1 — 1 原子力防災要員の職務と配置

原子力防災要員の職務	配置	原子力防災組織の班名と人員
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣、原子力規制及び原子力委員会（原子力事業所外運搬に係る特定事象にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他関係者との連絡調整	ふげん構内	情報班長（技術開発部長） 対外対応班長（安全品質管理課長） 他 2 名（安全品質管理課長代理、計画管理課長代理）
原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態応急対策および原子力災害事後対策についての相互の協力	ふげん構内又は 原子力防災センター	副本部長（副所長） 本部員（技術調査課長） 他 2 名（技術開発課長、技術開発課員）
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	敦賀事業本部内 又は 原子力防災センター	敦賀対策本部広報班長 （業務管理部広報課長） 敦賀対策本部広報班長代理 （業務管理部広報課長代理） 他 2 名（業務管理部員）
ふげん構内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	ふげん構内又は 原子力防災センター	放射線管理班長（環境管理課長） 放射線管理班長（環境監視課長） 他 2 名（環境管理課員、環境監視課員）
原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	ふげん構内	施設班長（開発実証課長） 施設班長代理（開発実証課長代理） 他 2 名（開発実証課員）
防災に関する施設設備の整備及び点検並びに応急の復旧	ふげん構内	補修班長（設備保全課長） 補修班長代理（設備保全課長代理） 他 2 名（設備保全課員）
放射性物質による汚染の除去	ふげん構内又は 原子力防災センター	放射線管理班長（環境管理課長） 放射線管理班長代理（環境管理課長代理） 他 2 名（環境管理課員）
被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	ふげん構内	総務班長（管理課長） 総務班長代理（管理課長代理） 他 2 名（管理課員）
原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	ふげん構内又は 敦賀事業本部事務所	資材班長（計画管理課長） 敦賀対策本部資材調達班長 （業務管理部調達課長） 他 2 名（業務管理部経理課員、調達課員）
ふげん構内の警備及びふげん構内における従業者等の避難誘導	ふげん構内	総務班長（管理課長） 総務班長代理（管理課長代理） 他 2 名（管理課員）

代行 順位	副原子力防災管理者
①	副所長
②	技術開発部長
③	技術開発部次長
④	技術開発部技術主席
⑤	安全品質管理課長
⑥	環境管理課長
⑦	計画管理課長
⑧	技術調査課長
⑨	技術開発課長
⑩	設備保全課長
⑪	開発実証課長
⑫	センター技術主幹
⑬	管理課長
⑭	管理課技術主幹

別表 2－3－3

ふげん敷地周辺の放射線測定設備の種類

名 称	測定対象	測定器種類、測定レンジ
モニタリングポスト※(EL140m)	空間線量率	N a I (10～10 ⁵ nGy/h)、電離箱(10～10 ⁸ nGy/h)
モニタリングポスト 2 ※(EL70m)	空間線量率	N a I (10～10 ⁵ nGy/h)、電離箱(10 ⁴ ～10 ⁸ nGy/h)

※：原災法第 11 条第 1 項に基づく放射線測定設備

別表 2—3—4 原子力防災資機材

分類	原子力防災資機材現況届書の名称		ふげん該当名称		数量	点検頻度	保管場所	
放射線 障害防 護用器 具	汚染防護服		タイベックスーツ		28組	1回／年	原子炉補助建屋 地下1階 資材置場	
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク		空気呼吸器		4台	1回／年	原子炉補助建屋1階	
	フィルター付き防護マスク		全面マスク		28個	1回／年	原子炉補助建屋1階	
非常時 用通信 機器	緊急時電話回線		NTT電話回線		1回線	————	緊急時対策所	
	ファクシミリ		ファクシミリ装置		1台	1回／年	緊急時対策所	
	携帯電話等		携帯電話		7台	————	緊急時対策所	
計測器 等	排気筒モニタリング設備その他の 固定式測定器		主排気筒モニタ		1台	1回／年	主排気筒モニタ室	
			主排気筒トリチウムモニタ		1台	1回／年	主排気筒モニタ室	
			放水槽モニタ		1台	1回／年	放水槽	
	ガンマ線測定用サーベイメータ		γ線用線量当量率サーベイメータ		4台	1回／年	低線量校正室	
	中性子線測定用サーベイメータ		中性子サーベイメータ		2台	1回／年	計測器管理室	
	空間放射線積算線量計		TLD素子		4個	1回／年	低線量校正室	
	表面汚染密度測定用サーベイメータ		放射性汚染サーベイメータ（α）		1台	1回／年	計測器管理室	
			放射性汚染サーベイメータ（β）		1台	1回／年	計測器管理室	
	可搬式ダスト測定 関連機器	サンブラ	可搬式ダストサン ブラ	サンブラ	4台	1回／年	低線量校正室	
		測定器		測定器	1台	1回／年	計測器管理室	
	可搬式の放射性ヨ ウ素測定関連機器	サンブラ	可搬式ヨウ素サン ブラ	サンブラ	2台	1回／年	計測器管理室 モニタリングカー	
		測定器		測定器	1台	1回／年	計測室	
	個人用外部被ばく線量測定機器			警報付ポケット線量計（APD）		40台	1回／年	計測器管理室
	その他	エアモニタリ ング設備	燃料貯蔵プールエリアモニタ		1台	1回／年	燃料貯蔵プール建屋2階	
			キャスク洗浄室エリアモニタ		1台	1回／年	燃料貯蔵プール建屋2階	
		モニタリングカー	モニタリングカー	移動式モニタリ ング設備	1台	1回／年	モニタリングカー	
				車両	1台	道路運送車 両法による	車庫	
その他 資機材	ヨウ素剤		ヨウ素剤		400錠	1回／年	健康管理室	
	担架		担架		1台	1回／年	健康管理室	
	除染用具		除染キット		1式	1回／年	原子炉補助建屋1階	
	被ばく者の輸送のために使用可能な 車両		救急車		1台	道路運送車 両法による	車庫	
	屋外消火栓設備又は動力消防ポン プ設備	屋外消火栓		1式	消防法による	屋外		
		動力消防ポンプ設備		1式	1回／年	消防器材庫		

別表 2—3—5 原子力防災関連資機材

分 類	名 称	数 量	点検頻度	保管場所
非常用通信機器	N T T一般回線	12 回線	———	緊急時対策所
	無線装置	1 回線	2 回／年	緊急時対策所 ふげん敷地内
計測器等	可搬式モニタリングポスト	1 台	1 回／年	固体廃棄物貯蔵庫
	ホールボディカウンタ	2 台	1 回／年	安全管理棟
	ゲルマニウム波高分析装置	1 台	1 回／年	放射線計測室
その他資機材	緊急時車両	1 台	道路運送車両法 による	ふげん敷地内駐車場

別表 2—3—6 電源機能等喪失時対応に関する資機材

分 類	数 量	保管場所
エンジン発電機 (100V) 【水中ポンプ駆動用、可搬式モニタリングポスト用】	2 台	固体廃棄物貯蔵庫 EL70m
エンジン発電機 (200V) 【水中ポンプ駆動用】	1 台	消防器材庫 EL20m
消防自動車	1 台	消防車庫 EL20m
水中ポンプ	1 台	固体廃棄物貯蔵庫 EL70m
ホース【消防用ホース】	15 本	固体廃棄物貯蔵庫 EL70m
受水槽	1 個	固体廃棄物貯蔵庫 EL70m
線量当量率サーベイメータ (N a I シンチレーションサーベイメータ)	1 台	固体廃棄物貯蔵庫 EL70m

別表２－４－７ 緊急事態応急対策等拠点施設及びふげん現地対策本部に
備え付ける資料

区 分	資 料 名	保管場所
１．組織および体制に関する資料	(１) ふげんにおける防災業務関係機関の緊急時対策 組織資料 ①原子力事業者防災業務計画 ※ ②発電用原子炉施設保安規定 ※ ③事故対策規程 ④非常事態対応手順書 ⑤災害対策規則 ⑥防火管理規則 ⑦危険物予防規程 (２) 緊急時通信連絡体制資料 ①通報連絡に関する規則	緊急時対策所
２．社会環境に関する資料	(１) ふげん周辺人口関連資料 ① 方位別人口分布図 ② 集落別人口分布図 ③ 市町村人口表 (２) ふげん周辺環境資料 ① ふげん周辺航空写真 ② ふげん周辺地図（２万５千分の１） ③ ふげん周辺地図（５万分の１） ④ 市町村市街図	緊急時対策所
３．放射能影響推定に関する資料	(１) 気象観測データ (２) 空間線量モニタリング配置図 (３) 環境試料サンプリング位置図 (４) 環境モニタリング測定データ (５) 「ふげん」概略系統図 (６) 原子炉設置許可申請書 ※ (７) 系統図 (８) プラント配置図 ※ (９) プラント関係プロセスおよび放射線計測配置図 (１０) プラント主要設備概要	緊急時対策所
４．事業所外運搬に関する資料	(１) 全国道路地図 (２) 海図（日本領海部分） (３) 核燃料輸送物安全解析書	緊急時対策所

※：原災法第１２条第４項に基づき、原子力防災センターに設置するために、内閣総理大臣に提出する資料

別表 2－4－8 原子力規制庁緊急時対応センターの活動で使用する資料

区 分	資 料 名	保管場所
1. 組織および体制に関する資料	(1) 緊急時対策組織資料 ※① 原子炉廃止措置研究開発センター原子力事業者防災業務計画 ※② 新型転換炉原型炉施設発電用原子炉施設保安規定	緊急時対応センター(ERC)
2. 設備に関する資料	(2) 原子炉廃止措置研究開発センター設備資料 ※① 原子炉設置(変更)許可申請書 ※② プラント配置図	緊急時対応センター(ERC)

※：原災法第12条第4項に基づき、原子力防災センターに設置するために、内閣総理大臣に提出する資料

別表 2—5—9 緊急事態応急対策等の活動で使用する設備

分 類	名 称	数 量	点検頻度
気象観測設備※	風向風速記録計 (EL13m, EL148m)	1 式	1 回/年

※：日本原子力発電株式会社敦賀発電所から信号を受信

別表 2—6—10

ふげんにおける原子力防災教育の内容

防災教育の種類	対象者	頻 度	主な内容
原子力防災体制及び組織に関する知識	情報班、総務班、対外対応班、消防班、放射線管理班、施設班及び補修班のふげん現地対策本部要員のうち指名された者	新たに指名された場合、及び1回／3年	・ 原災法及び関係法令の概要 ・ ふげん原子力防災業務計画の概要 ・ ふげん原子力防災体制の区分と発令、解除の基準 ・ ふげんの原子力防災組織の構成、各班の職務 ・ 事故時影響緩和操作の概要
ふげん及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識	対外対応班、放射線管理班、施設班及び補修班のふげん現地対策本部要員のうち指名された者	新たに指名された場合、及び1回／3年 施設又は設備に変更が生じた場合	・ ふげんの放射線監視設備 ・ 事故時対応操作と関連設備 ・ 輸送容器の種類及び構造 ・ 緊急時対策所の機能
放射線防護に関する知識	消防班、放射線管理班、施設班及び補修班のふげん現地対策本部要員のうち指名された者	入所時及び1回／3年。ただし、あらかじめ定める基準を満足する場合は省略（労働安全衛生法に定める特別教育にて実施）	・ 放射線に関する基礎的知識 ・ 放射線による被ばくとその経路 ・ 放射線の人体に及ぼす影響 ・ 放射線防護（除染を含む。）のための措置
	総務班のふげん現地対策本部要員のうち指名された者	新たに指名された場合、及び1回／3年	・ 被ばくに対する応急手当の知識
放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識	放射線管理班及び施設班のふげん現地対策本部要員のうち指名された者	新たに指名された場合並びに測定方法及び機器を含む設備に変更が生じた場合	・ 測定機器の用途、目的及び測定方法 ・ 測定機器の取扱い
電源機能等喪失時に関する知識	対外対応班、放射線管理班、施設班及び補修班のふげん現地対策本部要員のうち指名された者	新たに指名された場合、及び1回／3年	・ 電源機能等喪失時に関する基礎知識

（注）防災教育を受けた者は、必要に応じ所属する班の要員に伝達教育を行う。

別表 2－6－1 1 敦賀事業本部における原子力防災教育の内容

防災教育の種類	対象者	頻度	主な内容
原子力防災体制及び組織に関する知識	敦賀対策本部の情報班、広報班、総務班、地域対応班、資材調達班、厚生医療班のうち指名された者	1 回／3 年	・ 原災法及び関係法令の概要 ・ 原子力事業者防災業務計画の概要 ・ 原子力防災体制の区分と発令、解除の基準 ・ 敦賀対策本部の組織構成、各班の職務
放射線防護に関する知識	敦賀対策本部の情報班、広報班、総務班、地域対応班、資材調達班、厚生医療班のうち指名された者	1 回／3 年	・ 放射線に関する基礎知識 ・ 放射線による被ばくとその経路 ・ 放射線の人体に及ぼす影響 ・ 放射線防護（除染を含む。）のための措置 ・ 被ばくに対する応急手当の知識

別表 2－6－1 2 本部における原子力防災教育の内容

防災教育の種類	対象者	頻度	主な内容
原子力防災体制及び組織に関する知識	機構対策本部の情報班、広報班、総務班、人事班、資材調達班、厚生医療班のうち指名された者	1 回／3 年	・ 原災法、関係法令等の概要 ・ 原子力事業者防災業務計画の概要 ・ 機構対策本部の組織構成、各班の職務 ・ 事故・故障及び災害の事例とその対応
放射線防護に関する知識	機構対策本部の情報班、広報班、総務班、人事班、資材調達班、厚生医療班のうち指名された者	1 回／3 年	・ 放射線に関する基礎知識 ・ 放射線による被ばくとその経路 ・ 放射線の人体に及ぼす影響と防護

別表 2—7—1 3 原子力防災訓練の内容

訓練の種類	対象者	頻度	訓練内容
総合防災訓練	敦賀対策本部要員 ふげん現地対策本部要員	1 回／年	敦賀事業本部と合同による総合防災訓練を行い、社内における情報連絡、技術的検討、ふげん現地対策本部の支援等が円滑に行われることを確認する。訓練では以下の内容を適宜組み合わせて行う。 ①要員参集 事象発生により緊急時応急対策対応要員を参集し、本部の設営を行う。 ②通報連絡 事象発生から終結までの情報を収集し、関係各所に通報、連絡を行う。 ③緊急時環境モニタリング ふげん構内及びふげん周辺監視区域境界付近についてモニタリングカーによる空間放射線量率及び空气中ヨウ素濃度の測定等を行う。 ④ふげん退避者誘導 本部からの退避誘導指示に基づき、協力会社社員、外来者及び災害対策活動に従事しない所員について、退避誘導者により指定された集合・退避場所に誘導する。 ⑤緊急時被ばく医療 管理区域内での負傷者を想定し、負傷者の搬出、汚染除去及び応急処置等の対応を行う。 ⑥全交流電源喪失対応 全交流電源喪失を想定し、電源機能等喪失時における原子施設の保全のための活動を行う。 ⑦原災法第 15 条第 1 項に関する報告基準を想定した対応

別表 3－1－1 4 原子力災害対策指針に基づく警戒事象

EAL 区分	EAL 番号	EAL 事象	説明
冷 や す	AL26	＜全交流電源喪失のおそれ(旧基準炉)＞ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	・当該母線への供給電源が非常用ディーゼル発電機、275kV敦賀1号線、2号線、又は77kV立石線、のいずれか1つになり、その状態が15分以上継続する場合、又は電力系統から電力を非常用高圧母線へ供給する電源が喪失し3時間以上継続する場合をいう。
	AL30	＜使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ＞ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	・「水位が一定の水位まで低下」とは、使用済燃料貯蔵プールの水の漏えいが確認され、プールへの水の補給を行なった場合であっても水位が12m以下となった場合をいう。
そ の 他 警 戒	AL51	＜原子炉制御室他の機能喪失のおそれ＞ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	・原子炉の運転を終了しており、原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性はないことから対象外とする。
	AL52	＜所内外通信連絡機能の一部喪失＞ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	・「通信のための設備の一部の機能が喪失すること」とは、所内又は所外への設備的に異なる公衆回線、衛星電話回線のうち、どれか1つの手段のみとなった場合をいう。
	AL53	＜重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ＞ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等(※)の機能の一部が喪失するおそれがあること。	・「安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること」とは、火災により、使用済燃料貯蔵プールに要求される「貯蔵機能」「未臨界維持機能」「遮へい機能」のいずれかが喪失するおそれがある場合をいう。 ・「火災」とは、センターの敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む。）が発火することをいう。 ・「溢水」とは、センター内に施設される設備や機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された液体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む。）。

(※)「安全機器等」:「安全上重要な構築物、系統又は機器」をいい、その種類及び場所については、別表 3－1－1 6 に示す。

別表 3—1—15 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準及び EAL (1/4)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説明
放射線量・放射性物質放出	SE01	政令第 4 条第 4 項第 1 号	＜敷地境界付近の放射線量の上昇＞ 1. 原災法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備により、5 マイクロシーベルト／時以上を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 (1) 以下の排気筒モニタ及び指定エリアモニタにより検出された数値に異常が認められない場合（5 マイクロシーベルト／時以上となっている原因をただちに原子力規制委員会に報告する場合に限る）。 ・主排気筒ガスモニタ ・燃料貯蔵プールエリアモニタ ・キャスク洗浄室エリアモニタ (2) 当該数値が落雷の時に検出された場合 2. 原災法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて 5 マイクロシーベルト／時を下回っている場合において、当該放射線測定設備により、1 マイクロシーベルト／時以上が検出されているときは、当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において規則第 4 条で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計して得た数値が 5 マイクロシーベルト／時以上のものとなっているとき。 ただし、1 マイクロシーベルト／時以上が検出されているときで、上記 1. (1) 又は (2) に該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 このとき、1. (1) の「5 マイクロシーベルト／時」は、「1 マイクロシーベルト／時」に読み替える。	・「原災法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備」とは以下の設備をいう。 ①モニタリングポスト、モニタリングポスト 2 ・「放射線測定設備により、5 マイクロシーベルト／時（1 マイクロシーベルト／時）以上を検出」とは、単位時間（2 分以内のものとして「1 分」とする）ごとのガンマ線の放射線量を測定して得た数値が 5 マイクロシーベルト／時（1 マイクロシーベルト／時）以上のときをいう。 ・「検出された数値に異常が認められない場合」とは、排気筒モニタ及び指定エリアモニタの警報が動作していない場合又は有意な指示の上昇が認められない場合をいう。 ・「原因をただちに原子力規制委員会に報告する場合に限る」とは、原子力防災管理者又は、原子力防災管理者の指示を受けた者が、原子力規制委員会へ、上記により異常が認められないとして、直接電話連絡により報告した場合をいう。 ・「規則第 4 条で定めるところにより測定した」とは、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線サーベイメータにより、中性線の放射線量を測定し、1 時間当たりの数値に換算することにより行われることをいう。 ・なお、SE01 を判断する過程において、放射線測定設備の 1 基で 10 分以上継続又は、2 基以上について 5 マイクロシーベルト／時を検出した場合は GE01 にも該当する。 この場合は、SE01 と GE01 が同時に検出されたものとして、特定事象（10 条）の通報書面に緊急事態事象（15 条）にも該当する旨の記載を行うことにより、1 本化して通報を行うことができる。
	SE02	政令第 4 条第 4 項第 2 号 規則第 5 条第 1 項	＜通常放出経路での気体放射性物質の放出＞ 原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が 5 マイクロシーベルト／時以上に相当するものとして規則第 5 条第 1 項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 イ 空気中の放射性物質濃度の測定（10 分間以上継続して検出する。）。	・「排気筒その他これらに類する場所」とは以下のモニタが設置されている場所をいう。 ①主排気筒ガスモニタ ②主排気筒トリチウムモニタ ・「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、ふげんの「敷地境界」をいう。 ・「放射能水準が 5 マイクロシーベルト／時以上に相当するものとして規則第 5 条第 1 項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。」とは、各排気筒にて測定される計数率等で判断するものとし、別途定める。 ・なお、SE02 が検出された場合は、同時に GE02 にも該当する。このため、SE02 と GE02 は同時に検出されたものとして、特定事象（10 条）の通報書面に緊急事態事象（15 条）にも該当する旨の記載を行うことにより、1 本化して通報を行うことができる。

別表 3—1—15 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準及び EAL (2/4)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説明
放射線量・放射性物質放出	SE03	政令第 4 条第 4 項第 2 号 規則第 5 条第 1 項	＜通常放出経路での液体放射性物質の放出＞ 原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が 5 マイクロシーベルト／時以上に相当するものとして規則第 5 条第 1 項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 ロ 水中の放射性物質濃度の測定（10 分間以上継続して検出する。）。	・「排水口その他これらに類する場所」とは以下のモニタが設置されている場所をいう。 ①放水槽モニタ ・「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、ふげんの「排水口」をいう。 ・「放射能水準が 5 マイクロシーベルト／時以上に相当するものとして規則第 5 条第 1 項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。」とは、放水槽にて測定される計数率で判断するものとし、別途定める。 ・なお、SE03 が検出された場合は、同時に GE03 にも該当する。このため、SE03 と GE03 は同時に検出されたものとして、特定事象（10 条）の通報書面に緊急事態事象（15 条）にも該当する旨の記載を行うことにより、1 本化して通報を行うことができる。
	SE04	政令第 4 条第 4 項第 3 号（イ）	＜火災爆発等による管理区域外での放射線の放出＞ 原子炉の運転等ための施設の内部に設定された管理区域（被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第 6 条第 1 項で定める区域をいう。）外の場所（政令第 4 条第 4 項第 2 号で規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量が規則第 6 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項で定めるところにより検出されたとき。 イ 50 マイクロシーベルト／時以上の放射線量（10 分間以上継続して検出する。）。 なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項にかかわらず当該放射線量の水準が検出されたものとみなす	・「規則第 6 条第 1 項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第 4 条第 4 項第 2 号で規定する場所」とは、通常放出経路に係る主排気筒及び放水槽をいう。 ・「50 マイクロシーベルト／時以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用サーベイメータで検出された値が、50 マイクロシーベルト／時以上である場合をいう。
	SE05	政令第 4 条第 4 項第 3 号（ロ）	＜火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出＞ 原子炉の運転等ための施設の内部に設定された管理区域（被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第 6 条第 1 項で定める区域をいう。）外の場所（政令第 4 条第 4 項第 2 号で規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射性物質が規則第 6 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項で定めるところにより検出されたとき。 ロ 当該場所におけるその放射能水準が 5 マイクロシーベルト／時の放射線量に相当するものとして規則第 6 条第 2 項で定める基準以上の放射性物質の検出 なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項にかかわらず放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす	・「規則第 6 条第 1 項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第 4 条第 4 項第 2 号で規定する場所」とは、通常放出経路に係る主排気筒及び放水槽をいう。 ・「その放射能水準が 5 マイクロシーベルト／時の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が水準として 5 マイクロシーベルト／時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。 ・「規則第 6 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項で定めるところにより検出」とは以下の①及び②をいう。 ①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1 種類である場合にあっては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の 50 倍以上のとき。 ②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2 種類である場合にあっては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の 50 倍の数値に対する割合の和が 1 以上になるとき。

別表 3—1—1 5 原災法第 1 0 条第 1 項に基づく通報基準及び E A L (3/4)

E A L 区分	E A L 番号	政令 又は規則	E A L 事象	説明
放射線量・放射性物質放出	S E 0 6	規則 第 7 条 第 1 項 第 2 号	＜施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ＞ 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。	・「核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態」とは、原子炉施設内にある核燃料物質同士が異常に接近、かつ、減速材としての水が存在し、その状況から臨界条件が満たされていると推定される状態をいう。
冷やす	S E 2 6	規則 第 7 条 表中 へー (1)	＜全交流電源の 5 分以上喪失 (旧基準炉)＞ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 5 分以上継続すること。	・非常用ディーゼル発電機、275 k V 敦賀 1 号線、2 号線、又は 77 k V 立石線から受電できなくなり、その状態が 5 分以上継続する場合をいう。
	S E 2 7	規則 第 7 条 表中 へー (2)	＜直流電源の部分喪失＞ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 5 分以上継続すること。	・非常用直流母線が一となり、その状態が 5 分以上継続する場合をいう。
	S E 3 0	規則 第 7 条 表中 へー (3)	＜使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失＞ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。	・「液位を維持できない」とは、使用済燃料貯蔵プールの水の漏えいが確認され、プールへの水の補給を行なった場合であっても水位が 9m 以下となった場合をいう。 ・「液位を測定できない」とは、直接的または間接的な手段によって水面の位置が確認できない場合をいう。
その他脅威	S E 5 1	規則 第 7 条 表中 へー (4)	＜原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失＞ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉及びその附属施設の状態を表示する装置若しくは原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	・「使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合」とは、使用済燃料貯蔵プールの水の漏えいが確認された場合とする。 ・「原子炉制御室に設置する原子炉及びその附属施設の状態を表示する装置若しくは原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失する」とは、使用済燃料貯蔵プールの状態を監視する盤において、表示灯の消灯並びに指示計の動作停止が起きたこと、又は警報が消灯したことによりその盤が使用できない場合をいう。
	S E 5 2	規則 第 7 条 表中 へー (5)	＜所内外通信連絡機能の全て喪失＞ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	・所内又は所外への設備的に異なる公衆回線、衛星電話回線のすべての設備が使用不能になることをいう。
	S E 5 3	規則 第 7 条 表中 へー (6)	＜火災・溢水による安全機能の一部喪失＞ 火災又は溢水が発生し、安全機器等(※)の機能の一部が喪失すること。	・「安全機器等の機能の一部が喪失すること」とは、火災、溢水により、使用済燃料貯蔵プールに要求される「貯蔵機能」「未臨界維持機能」「遮へい機能」のいずれかが喪失した場合をいう。 ・「火災」とは、センターの敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む）が発火することをいう。 ・「溢水」とは、センター内に施設される設備や機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された液体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む）。

別表 3—1—15 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準及び EAL (4/4)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説明
その他脅威	SE54	政令第 6 条第 4 項第 3 号又は第 4 号	＜特定事象にかかる緊急事態の発生＞ 原子力緊急事態に関する事象のうち、政令第 6 条第 4 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事象。	・この基準は、原災法施行令に基づき、GE06～GE55 の緊急事態事象が発生した場合に、原災法第 10 条通報を行うためのものであり、該当する事象は、各項目を参照。
	SE55	規則第 7 条表中へ(7)	＜防護措置の準備及び一部実施が必要な発生事象＞ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	・「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、ふげんの外部から自然現象の影響や人的行為によって、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 ・「原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、影響範囲が敷地内に止まると防災管理者が判断した事象をいう。
事業所外運搬	XSE61	政令第 4 条第 4 項第 4 号	＜事業所外運搬での放射線量の上昇＞ 火災、爆発その他これに属する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から 1m 離れた場所において、100 マイクロシーベルト／時以上の放射線量が省令第 2 条で定めるところにより検出されたとき。なお、測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ当該水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。	○計測器等 ・ガンマ線測定用サベイター
	XSE62	省令第 3 条	＜事業所外運搬での放射性物質の漏えい＞ 火災、爆発その他これらに類する事象により省令第 3 条に定める放射性物質の漏えいが発生するか、又は当該漏えいの蓋然性が高いとき。	○事業所外運搬容器において L 型及び IP—1 型は適用除外とする。 ○計測器等 ・表面汚染密度サベイター
	XSE63	政令第 6 条第 4 項第 3 号又は第 4 号	＜事業所外運搬の特定事象にかかる原子力緊急事態事象の発生＞ 原子力緊急事態に関する事象のうち、政令第 6 条第 4 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事象。	・この基準は、XGE61～XGE62 の緊急事態事象が発生した場合に、原災法第 10 条通報を行うためのものであり、該当する事象は、各項目を参照。

(※)「安全機器等」とは、「安全上重要な構築物、系統又は機器」をいい、その種類及び場所等については、別表 3—1—16 に示す。

本別表における法、政令、規則及び省令は次のとおり。

法：原災法

政令：原子力災害対策特別措置法施行令(平成 12 年政令第 195 号)

規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則(平成 24 年文部科学省・経済産業省令第 2 号)

省令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令(平成 24 年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第 2 号)

別表 3—1—16 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧

機器又は系統名	場所	EAL 番号	備 考
使用済燃料貯蔵プール	燃料貯蔵プール建屋 2 階	SE-30, 51, 53 GE-30, 51	

別表 3—1—17 ふげんが輸送物の安全に責任を有するもの

使用済燃料
低レベル放射性廃棄物
照射試験片等 (L 型及び I P—1 型は除く。)

なお、照射試験片等の輸送については、当機構が原子力損害の賠償に関する法律に基づく被保険者の場合に限る。

別表 3—2—18 原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準

項目	内容
服用基準	① 原災法第 10 条第 1 項の規定に基づく通報以降、緊急時対策所内において、 0.1mSv/h の空間線量率の指示上昇を検知した場合
服用対象者	原子力緊急時対策本部の全要員 ただし、服用不適格者には服用させず、慎重投与対象者には投与後、30 分程度観察を行う。 (服用不適格者) ヨウ素過敏症の既往歴のある者 (慎重投与対象者) 造影剤過敏症の既往歴のある者、低補体性血管炎の過敏症の既往歴のある者、または治療中の者及びジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴のある者又は治療中の者
服用量	1 日、1 回、医療品ヨウ化カリウムの丸薬 2 丸（ヨウ素量 76mg 、ヨウ化カリウム量 100mg ）を服用する。
服用回数	10 日を限度とする。

別表 3—2—1 9 原子力防災体制発令後における要員の派遣、資機材の貸与

(発災：ふげん)

派遣先	派遣元組織	基準 要員数	貸与する資機材	基準 数量	実施する主な業務
原子力規制庁 緊急時対応セ ンター（E R C）	東京事務所	2名	携帯電話	各1台	・事後対策情報の提供 ・決定事項の伝達
緊急時モニタ リングセンタ ー ※1	「もんじゅ」 敦賀事業本部	3名 1名	シンチレーション式サーベイメー タ 電離箱式サーベイメータ モニタリングカー（もんじゅ）	4台 4台 1台	・初期モニタリング ・中間モニタリング ・復旧期モニタリング
若狭地域原 子力事業者 支援連携本 部※2 （日本原子 力発電(株)敦 賀地区本部）	「もんじゅ」 敦賀事業本部 運研センター	10名 2名 3名	携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係地域防災計画 若狭地域原子力事業者連携に関する確 認書 機材・要員用輸送車両 個人線量計 表面汚染密度測定用サーベイメータ	各1台 1冊 1冊 1式 1台 15台 9台	・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置 の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査および除 染など
プレス対応	敦賀事業本部	2名	携帯電話	各1台	・緊急時記者発表
原子力防災セ ンター	「もんじゅ」 敦賀事業本部	1名 4名	携帯電話 ふげん周辺地図 事故対策規程 系統図 プラント主要設備概要 プラント関係プロセス及び放射線計測 配置図 バス	各1台 1式 1式 1式 1式 1式 1台	・原子力防災センターにおける 設営準備 ・連絡会議への参加 ・避難住民の輸送 （原子力防災センターから要請 があった場合）
福井県、敦賀 市、関係周辺 都道府県、関 係周辺市町村 の災害対策本 部	「ふげん」 「もんじゅ」 敦賀事業本部	20名	携帯電話	各1台	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項の支援
事業所外運搬 に係る特定事 象発生場所	「ふげん」 「発災元副原子 力防災管理者」 敦賀事業本部	5名 1名 3名	道路地図 核燃料輸送物安全解析書 携帯電話 シンチレーション式サーベイメー タ 電離箱式サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 除染キット 機材・要員用運送車両	1式 1式 各1台 4台 5台 2台 1式 1台	・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査および除 染など

※1：警戒体制発令時において、必要に応じて派遣する。

※2：「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく原子力事業者支援本部が設置され運営開始された後は、若狭地域原子力事業者支援連携本部の活動は原子力事業者支援本部の活動に移行する。

「もんじゅ」とは高速増殖原型炉もんじゅの略称

「運研センター」とはもんじゅ運営計画・研究開発センターの略称

敦賀事業本部：「ふげん」、「もんじゅ」及び「運研センター」を除く敦賀事業本部内組織及び本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。

別表 3—3—20 原災法第 15 条第 1 項に関する報告基準及び EAL (1/3)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説明
放射線量・放射性物質放出	GE01	政令第 6 条第 3 項第 1 号	<敷地境界付近の放射線量の上昇> (1)原災法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備について、5 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときであって、放射線量が 2 地点以上において、又は 1 地点において 10 分間以上継続して検出された場合に限る。 ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は除く。	・「原災法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備」とは、以下の設備をいう。 ①モニタリングポスト、モニタリングポスト 2 ・「5 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときであって」とは、SE01 に該当すると判断したときをいう。 ・「1 地点において 10 分間以上継続して検出された場合」とは、放射線測定設備の 1 基で検出値が 5 マイクロシーベルト/時以上となっている状態が、10 分間以上継続した場合をいう。
	GE02	政令第 6 条第 4 項第 1 号 規則第 12 条	<通常放出経路での気体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が 5 マイクロシーベルト/時以上に相当するものとして省令第 19 条で定める基準(規則第 5 条第 1 項の表の中欄の値)以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 イ 空気中の放射性物質濃度の測定 (10 分間以上継続して検出する。)	・GE02 は、SE02 と同じ基準である。このため、判断及び発生報告の取扱いは、SE02 に準ずる。
	GE03	政令第 6 条第 4 項第 1 号	<通常放出経路での液体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が 5 マイクロシーベルト/時以上に相当するものとして省令第 19 条で定める基準(規則第 5 条第 1 項の表の中欄の値)以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 ロ 水中の放射性物質濃度の測定 (10 分間以上継続して検出する。)	・GE03 は、SE03 と同じ基準である。このため、判断及び発生報告の取扱いは、SE03 に準ずる。
	GE04	政令第 6 条第 3 項第 2 号	<火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第 6 条第 1 項で定める区域をいう。)外の場所(政令第 4 条第 4 項第 2 号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。 イ 5 ミリシーベルト/時以上の放射線量(10 分間以上継続して検出する。) なお、測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項にかかわらず放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。	・「規則第 6 条第 1 項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第 4 条第 4 項第 2 号で規定する場所」とは、通常放出経路にかかる主排気筒及び放水槽をいう。 ・「5 ミリシーベルト/時以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用サーベイメータで検出された値が、5 ミリシーベルト/時以上である場合をいう。

別表 3—3—20 原災法第 15 条第 1 項に関する報告基準及び EAL (2/3)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説明
放射線量・放射性物質放出	GE05	政令第 6 条第 4 項第 2 号	<火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第 6 条第 1 項で定める区域をいう)外の場所(政令第 4 条第 4 項第 2 号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射性物質が検出されたとき。 ロ 当該場所におけるその放射能水準が 500 マイクロシーベルト/時の放射線量に相当するものとして規則第 20 条で定める基準(規則第 6 条第 2 項で定める基準の 100 倍)以上の放射性物質の検出。 なお、測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項にかかわらず放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。	・「規則第 6 条第 1 項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第 4 条第 4 項第 2 号で規定する場所」とは、通常放出経路にかかる主排気筒及び放水槽をいう。 ・「その放射能水準が 500 マイクロシーベルト/時の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が水準として 500 マイクロシーベルト/時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。 ・「規則第 6 条第 2 項で定める基準の 100 倍以上の放射性物質の検出」とは、以下の①及び②をいう。 ①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1 種類である場合にあっては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の 5000 倍以上のとき ②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2 種類である場合にあっては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の 5000 倍の数値に対する割合の和が 1 以上になるとき
	GE06	政令第 6 条第 4 項第 3 号	<施設内(原子炉外)での臨界事故> 原子炉以外において核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあるとき。	・「核燃料物質が臨界状態にあること」とは、核分裂による中性子線又はガンマ線を検出した場合をいう。
冷やす	GE26	規則第 14 条表中へー(1)	<全交流電源の 30 分以上の喪失(旧基準炉)> 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 30 分以上継続すること。	・非常用ディーゼル発電機、275kV 敦賀 1 号線、2 号線、又は 77kV 立石線からの受電ができなくなり、その状態が 30 分以上継続する場合をいう。
	GE27	規則第 14 条表中へー(2)	<全直流電源の 5 分以上の喪失> 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 5 分以上継続すること。	・すべての非常用直流母線が使用不能となり、その状態が 5 分以上継続する場合をいう。
	GE30	規則第 14 条表中へー(3)	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出> 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	・「燃料集合体頂部より上方 2m の水位まで低下すること」とは、使用済燃料貯蔵プールの水の漏えいが確認され、プールへの水の補給を行なった場合であっても水位が 7m 以下となるか、水位の低下によって、エリアモニタ指示が上昇し、現場で水位を確認できない場合をいう。 ・「水位を確認できない」とは、直接的または間接的な手段によって水面の位置が確認できない場合をいう。

別表 3—3—20 原災法第 15 条第 1 項に関する報告基準及び EAL (3/3)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説明
その他脅威	GE51	規則 第 14 条 表中 へー (4)	＜原子炉制御室の機能喪失・警報喪失＞ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	・原子炉の運転を終了しており、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失することはないことから対象外とする。
	GE55	規則 第 14 条 表中 へー (5)	＜住民の避難を開始する必要がある事象発生＞ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	・「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、ふげんの外部からの自然現象の影響や人的行為によって、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 ・「原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象」とは、影響範囲が敷地外に及ぶと原子力防災管理者が判断した事象をいう。
事業所外運搬	XGE61	政令 第 6 条 第 3 項 第 3 号	＜事業所外運搬での放射線量率の異常上昇＞ 火災、爆発その他これに属する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から 1m 離れた場所において 10 ミリシーベルト／時以上の放射線量が省令第 2 条で定めるところにより検出されたとき。なお、測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ当該水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。	○計測器等 ・ガンマ線測定用サベイマー ○事業所外運搬容器において L 型及び IP—1 型は適用除外とする。
	XGE62	省令 第 4 条	＜事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい＞ 事業所外運搬の場合にあっては、火災、爆発その他これらに類する事象により省令第 4 条に定める放射性物質の漏えいが発生するか、又は当該漏えいの蓋然性が高いとき。	○計測器等 ・表面汚染密度サベイマー ○事業所外運搬容器において L 型及び IP—1 型は適用除外とする。

本別表における法、政令、規則及び省令は次のとおり。

法：原災法

政令：原子力災害対策特別措置法施行令(平成 12 年政令第 195 号)

規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則(平成 24 年文部科学省・経済産業省令第 2 号)

省令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令
(平成 24 年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第 2 号)

別表 3—3—2 1 緊急事態応急対策における要員の派遣、資機材の貸与
(原災法第 15 条第 2 項の原子力緊急事態宣言発出以降)

(発災：ふげん)

派遣先	派遣元組織	基準 要員 数	貸与する資機材	基準 数量	実施する主な業務
原子力規制庁緊急時対応センター(ERC)	東京事務所	2 名	携帯電話	各 1 台	・事後対策情報の提供 ・決定事項の伝達
原子力防災センター	「ふげん」 「もんじゅ」 敦賀事業本部	3 名 4 名 4 名	携帯電話 ふげん周辺地図 事故対策規程 系統図 プラント主要設備概要 プラント関係プロセス及び放射線計測 配置図 人員輸送車両	各 1 台 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 2 台	・総合調整の協力 ・住民への広報支援の協力 ・プレス対応 ・放射線影響評価、予測の協力 ・事故状況把握、進展予測の協力 ・原子力防災センターにおける 管理の協力 ・地域住民等の避難措置への協力
合同対策協議会	敦賀事業本部	1 名	携帯電話	1 台	・関係機関との調整 ・情報の共有化
事業者支援連携 (原子力防災センター内)	敦賀事業本部	2 名	要員・機材輸送車 携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係自治体地域防災計画	1 台 各 1 台 1 式 1 式	・原子力災害合同対策協議会から 要請されるオフサイト活動の 事業所間連携 ・原子力事業者支援本部への情報 連絡
緊急時モニタリングセンター	「もんじゅ」 敦賀事業本部	3 名 1 名	シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ モニタリングカー(もんじゅ)	4 台 4 台 1 台	・初期モニタリング ・中期モニタリング
原子力事業者支援本部 (日本原子力発電(株)敦賀地区本部)	「もんじゅ」 運研センター 敦賀事業本部	10 名 3 名 2 名	携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係地域防災計画 若狭地域原子力事業者連携に関する確認書 機材・要員用輸送車両 個人線量計 表面汚染密度測定用サーベイメータ	各 1 台 1 冊 1 冊 1 式 1 台 1 5 台 9 台	・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置の 調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査および除 染など
福井県、敦賀市、 関係周辺都道府 県及び関係周辺 市町村の災害対 策本部	「ふげん」 「もんじゅ」 敦賀事業本部	2 0 名	携帯電話	各 1 台	・事故情報提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項の支援
事業所外運搬に 係る特定事象発 生	「ふげん」 「発災元副原 子力防災管理 者」 敦賀事業本部	5 名 1 名 3 名	道路地図 核燃料輸送物安全解析書 携帯電話 シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 除染キット 機材・要員用運送車両	1 式 1 式 各 1 台 4 台 5 台 2 台 1 式 1 台	・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査および除 染など

「もんじゅ」とは高速増殖原型炉もんじゅの略称

「運研センター」とはもんじゅ運営計画・研究開発センターの略称

敦賀事業本部：「ふげん」、「もんじゅ」及び「運研センター」を除く敦賀事業本部内組織及び本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。

別表４－２－２ 原子力災害中長期対策における要員の派遣、資機材の貸与
(原災法第 15 条第 4 項の原子力緊急事態解除宣言後)

(発災：ふげん)

派遣先	派遣元組織	基準 要員数	貸与する資機材	基準 数量	実施する主な業務
原子力規制庁緊急時対応センター(ERC)	東京事務所	2名	携帯電話	各 1 台	・ 中長期対策情報の提供 ・ 決定事項の伝達
緊急時モニタリングセンター	「もんじゅ」 敦賀事業本部	3名 1名	シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ モニタリングカー(もんじゅ)	4 台 4 台 1 台	・ 復旧期モニタリング
原子力防災センター 中長期対策組織等 (汚染検査、汚染除去に関する事項)	「ふげん」 「もんじゅ」 敦賀事業本部	1名 6名 1名	要員・機材輸送車 表面汚染密度測定用サーベイメータ スミヤろ紙 ウエス	1 台 4 台 1 式 1 式	・ 復旧期環境放射線モニタリング ・ 住民、各施設等の避難退域時検査および除染など
原子力防災センター 中長期対策組織等 (広報活動に関する事項)	「ふげん」 敦賀事業本部	1名 3名	原子力事業者防災業務計画 汚染状況概要図 資機材・要員用輸送車両	1 冊 1 式 1 台	・ 中長期対策組織の設営準備 ・ ふげん現地対策本部と中長期対策組織との情報交換 ・ 対策の実施状況の広報資料の作成 ・ 記者発表の実施
原子力防災センター 中長期対策組織等 (住民相談窓口の設置に関する事項)	「ふげん」 「もんじゅ」 敦賀事業本部	1名 1名 2名	原子力事業者防災業務計画	1 冊	・ 事故情報等に関する問い合わせ対応 ・ 汚染状況等に関する問い合わせ対応 ・ 事故対策本部への協力 ・ 被災者の損害賠償請求等に関する問い合わせ対応
原子力事業者支援本部 (日本原子力発電(株)敦賀地区本部)	「もんじゅ」 敦賀事業本部 運研センター	10名 2名 3名	携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係地域防災計画 若狭地域原子力事業者連携に関する確認書 機材・要員用輸送車両 個人線量計 表面汚染密度測定用サーベイメータ	各 1 台 1 冊 1 冊 1 式 1 台 1 5 台 9 台	・ 各発電所への情報提供 ・ 事業者間要員派遣調整 ・ オフサイト活動の人員、配置の調整 ・ 環境放射線モニタリング ・ 避難退域時検査および除染など

「もんじゅ」とは高速増殖原型炉もんじゅの略称

「運研センター」とはもんじゅ運営計画・研究開発センターの略称

敦賀事業本部：「ふげん」、「もんじゅ」及び「運研センター」を除く敦賀事業本部内組織及び本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。

別表 5—1—23 福井県内原子力事業所の緊急事態応急対策等における要員の派遣、資機材の貸与(1/4)
(関西電力(株)又は日本原子力発電(株)が発災事業者の場合)

派遣先	派遣元組織	基準 要員数	貸与する資機材	基準 数量	実施する主な業務
緊急時モニタ リングセンタ ー	「ふげん」 「もんじゅ」 敦賀事業本部	2名 6名 9名	モニタリングカー(もんじゅ) 高性能モニタリングカー N a l シンチレーション式サーベ イメータ 電離箱式サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬式モニタリングポスト ハイボリュームエアサンプラ ローボリュームエアサンプラ 熱蛍光線量計(TLD) TLDリーダ TLDアニール装置 ゲルマニウム(Ge)検出器 In situ Ge検出器 可搬型N a I スペクトロメータ 個人線量計 携帯電話	2台 1台 4台 9台 8台 3台 5台 4台 50個 1台 1台 2台 1台 1台 40個 各1台	・初期モニタリング ・中間モニタリング ・復旧期モニタリング
事業者支援連 携(原子力防 災センター内)	「ふげん」 「もんじゅ」 敦賀事業本部	1名 1名 2名	要員・機材輸送車 携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係自治体地域防災計画	1台 各1台 1式 1式	・原子力災害合同対策協議会か ら要請されるオフサイト活動 の事業所間連携 ・若狭地域原子力事業者支援連 携本部への情報連絡
若狭地域原子 力事業者支援 連携本部※1 ※2	「ふげん」 「もんじゅ」 敦賀事業本部 運研センター	5名 5名 2名 3名	携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係地域防災計画 若狭地域原子力事業者連携に関する確 認書 機材・要員用輸送車両 個人線量計 表面汚染密度測定用サーベイメータ 除染器具(敦賀事業本部) 高圧洗浄機(敦賀事業本部)	各1台 1冊 1冊 1式 1台 15台 9台 1式 1台	・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整に関 する業務 ・オフサイト活動の人員、配置 の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査および除 染など
ふげん 緊急処置施設	「ふげん」	2名	緊急処置施設内設備及び資機材	1式	・自治体医療本部等からの受入 要請に対応した緊急時医療協 力

※1:「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく原子力事業者支援本部が設置され運営開始された後は、若狭地域原子力事業者支援連携本部の活動は原子力事業者支援本部の活動に移行する。

※2: 関西電力㈱美浜発電所が発災事業所の場合: 関西電力㈱原子力事業本部
関西電力㈱大飯発電所又は高浜発電所が発災事業所の場合: 関西電力㈱原子力保修訓練センター
日本原子力発電㈱が発災事業者の場合: 原子力機構櫛川寮別館

※3: 資機材の貸与は陸路を基本とし、確実に支援が行える輸送経路をもって輸送を行う。

「もんじゅ」とは高速増殖原型炉もんじゅの略称

「運研センター」とはもんじゅ運営計画・研究開発センターの略称

敦賀事業本部:「ふげん」、「もんじゅ」及び「運研センター」を除く敦賀事業本部内組織及び本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣

別表５－１－２３ 福井県内原子力事業所の緊急事態応急対策等における要員の派遣、資機材の貸与（２／４）
（「もんじゅ」が発災場所の場合）

＜原子力防災体制発令後＞

派遣先	派遣元組織	基準 要員数	貸与する資機材	基準 数量	実施する主な業務
緊急時モニタリングセンター	「ふげん」 「もんじゅ」 敦賀事業本部	2名 1名 1名	モニタリングカー（ふげん） 高性能モニタリングカー N a I シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬式モニタリングポスト ハイボリュームエアサンプラ ローボリュームエアサンプラ T L Dリーダ T L Dアニール装置 ゲルマニウム(G e)検出器 I n s i t u G e検出器 可搬型N a I スペクトロメータ 携帯電話	1台 1台 2台 2台 5台 2台 2台 4台 1台 1台 2台 1台 1台 各1台	・初期モニタリング ・中間モニタリング ・復旧期モニタリング
若狭地域原子力事業者支援連携本部※ （日本原子力発電㈱敦賀地区本部）	「ふげん」 敦賀事業本部	13名 2名	携帯電話 個人線量計 表面汚染密度測定用サーベイメータ	各1台 15台 9台	・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査および除染など

※：「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく原子力事業者支援本部が設置され運営開始された後は、若狭地域原子力事業者支援連携本部の活動は原子力事業者支援本部の活動に移行する。

「ふげん」とは原子炉廃止措置研究開発センターの略称

敦賀事業本部：「ふげん」及び「もんじゅ」を除く敦賀事業本部内組織及び本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。

別表５－１－２３ 福井県内原子力事業所の緊急事態応急対策等における要員の派遣、資機材の貸与（３／４）
（「もんじゅ」が発災場所の場合）

<原災法 15 条第 2 項の原子力緊急事態宣言発出以降>

派遣先	派遣元組織	基準 要員数	貸与する資機材	基準 数量	実施する主な業務
原子力防災センター	「ふげん」	3 名	携帯電話	各 1 台	・総合調整の協力 ・住民への広報支援の協力 ・プレス対応 ・放射線影響評価、予測の協力 ・事故状況把握、進展予測の協力 ・原子力防災センターにおける管理の協力
事業者支援連携 （原子力防災センター内）	「ふげん」	1 名	携帯電話	各 1 台	・原子力災害合同対策協議会から要請されるオフサイト活動の事業者間連携 ・若狭地域原子力事業者支援連携本部への情報連絡
緊急時モニタリングセンター	「ふげん」 「もんじゅ」 敦賀事業本部	2 名 1 名 1 名	モニタリングカー（ふげん） 高性能モニタリングカー N a I シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬式モニタリングポスト ハイボリュームエアサンプラ ローボリュームエアサンプラ T L D リーダ T L D アニール装置 ゲルマニウム（G e）検出器 I n s i t u G e 検出器 可搬型 N a I スペクトロメータ 携帯電話	1 台 1 台 2 台 2 台 5 台 2 台 2 台 4 台 1 台 1 台 2 台 1 台 1 台 各 1 台	・初期モニタリング ・中間モニタリング ・復旧期モニタリング
若狭地域原子力 事業者支援連携 本部※ （日本原子力発 電㈱敦賀地区本 部）	「ふげん」 敦賀事業本部	13 名 2 名	携帯電話 個人線量計 表面汚染密度測定用サーベイメータ	各 1 台 15 台 9 台	・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査および除染など
ふげん緊急処置 施設	「ふげん」	2 名	緊急処置施設内設備及び資機材	1 式	・自治体医療本部等からの受入要請に対応した緊急時医療協力

※：「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく原子力事業者支援本部が設置され運営開始された後は、若狭地域原子力事業者支援連携本部の活動は原子力事業者支援本部の活動に移行する。

「ふげん」とは原子炉廃止措置研究開発センターの略称

敦賀事業本部：「ふげん」及び「もんじゅ」を除く敦賀事業本部内組織及び本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。

別表 5—1—2 3 福井県内原子力事業所の緊急事態応急対策等における要員の派遣、資機材の貸与 (4/4)
(「もんじゅ」が発災場所の場合)

＜原災法 15 条第 4 項の原子力緊急事態解除宣言後＞

派遣先	派遣元組織	基準 要員数	貸与する資機材	基準 数量	実施する主な業務
緊急時モニタリングセンター	「ふげん」 「もんじゅ」 敦賀事業本部	2名 1名 1名	モニタリングカー(ふげん) 高性能モニタリングカー NaIシンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬式モニタリングポスト ハイボリュームエアサンプラ ローボリュームエアサンプラ TLDリーダ TLDアニール装置 ゲルマニウム(Ge)検出器 In situ Ge検出器 可搬型NaIスペクトロメータ 携帯電話	1台 1台 2台 2台 5台 2台 2台 4台 1台 1台 2台 1台 1台 各1台	・復旧期モニタリング
中長期対策組織等(汚染検査、汚染除去に関する事項)	「ふげん」	4名	—————	—	・復旧期環境放射線モニタリング ・住民、各施設等の避難退域時検査および除染など
中長期対策組織等(住民相談窓口の設置に関する事項)	「ふげん」	1名		—	・事故情報等に関する問い合わせ対応 ・汚染状況等に関する問い合わせ対応
若狭地域原子力事業者支援連携本部※ (日本原子力発電(株)敦賀地区本部)	「ふげん」 敦賀事業本部	13名 2名	携帯電話 個人線量計 表面汚染密度測定用サーベイメータ	各1台 15台 9台	・機構内への情報提供 ・事業者間要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査および除染など

※：「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく原子力事業者支援本部が設置され運営開始された後は、若狭地域原子力事業者支援連携本部の活動は原子力事業者支援本部の活動に移行する。

「ふげん」とは原子炉廃止措置研究開発センターの略称

敦賀事業本部：「ふげん」及び「もんじゅ」を除く敦賀事業本部内組織及び本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。

別表5—2—24 福井県外の原子力事業所又は他の原子力事業者が輸送物の安全に責任を有する事業所外運搬中に発生した原子力緊急事態等における要員の派遣、資機材の貸与

(原子力災害対策要員の派遣、資機材の貸与)

派遣先	派遣組織	基準 要員数	原子力防災資機材及び資料等の貸与	基準 数量	実施する主な業務
要請を受けた事業所	「ふげん」 「もんじゅ」 敦賀事業本部	3名 6名 6名	モニタリングカー 電離箱式サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬式モニタリングポスト 可搬式ダストサンプラ 個人線量計	2台 9台 9台 3台 5台 15台	・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査および除染など
事業所外運搬に係る特定事象発生場所（ふげん付近で発災した場合）	「ふげん」 「もんじゅ」 敦賀事業本部	2名 2名 3名	携帯電話 シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 除染キット 機材・要員用運送車両	各1台 4台 5台 2台 1式 1台	・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査および除染など

「もんじゅ」とは高速増殖原型炉もんじゅの略称

敦賀事業本部:「ふげん」及び「もんじゅ」を除く敦賀事業本部内組織及び本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。

別図 2－1－1 ふげん原子力防災組織（ふげん現地対策本部の組織）



*:警戒体制発令時は除く。

別図 2－2－2 敦賀対策本部の組織

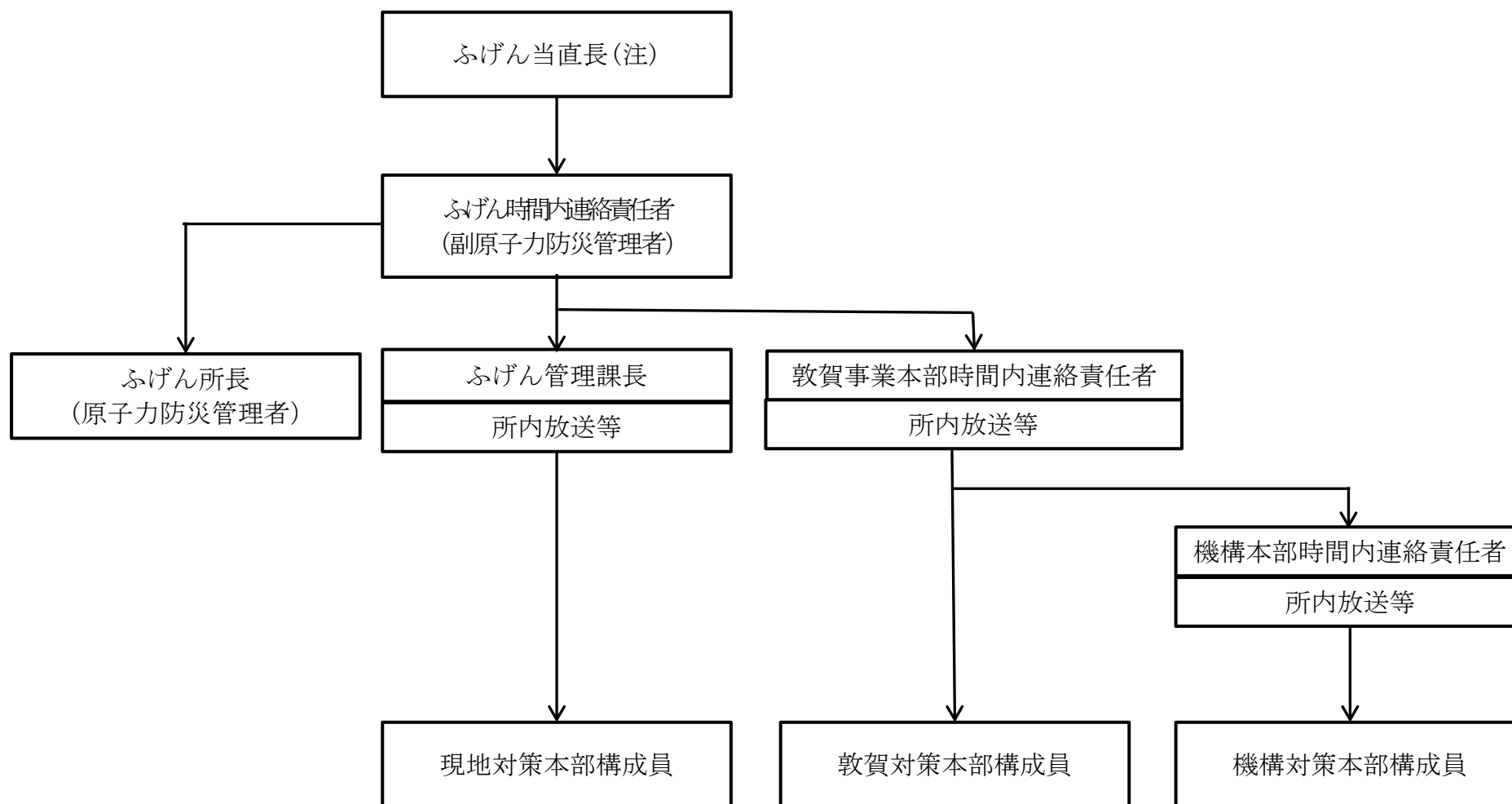
警戒体制及び原子力防災体制		
構成		主な任務
敦賀対策本部長	本部長代理	・本部長に支障がある場合の職務の代理 ・本部長の補佐、支援対応への進言
	本部長スタッフ	・本部長に支障がある場合の職務の代理 ・本部長の補佐、支援対応への進言 ・本部長代理欠務時の代役
	情報専任者	・敦賀対策本部の支援情報全般の集約
	情報班	・情報の集約及び連絡 ・敦賀対策本部に関する時系列の整理
	広報班	・報道支援、報道への災害情報提供 ・Q & A 対応
	総務班	・災害情報の敦賀事業本部内周知 ・支援要員対応 ・視察者等の調整支援 ・食料や被服の調達 ・地元住民に関する事項 ・原子力防災センターへの要員派遣整理* ・事業者支援連携本部への要員派遣調整*
	地域対応班	・災害情報の地域説明支援 ・Q & A 対応
	資材調達班	・現地対策本部の現場復旧に必要な資機材の調達
	厚生医療班	・現地対策本部の緊急医療支援

*：警戒体制発令時は除く。

別図 2－2－3 機構対策本部の組織

警戒体制及び原子力防災体制		
構成		主な任務
機構対策本部長	本部長代理	・ 本部長に支障がある場合の職務の代理
	本部長補佐	・ 本部長の補佐 ・ 本部長代理に支障がある場合の職務の代理
	本部付	・ 各担当業務機能の統括
	本部長スタッフ	・ 本部長の補佐、支援対応への進言
	情報専任者	・ 機構対策本部の情報全般の集約
	情報班	・ 情報の集約及び連絡 ・ 時系列の整理
	広報班	・ 報道対応支援 ・ 外部への情報提供 ・ Q & A 対応
	総務班	・ 情報の機構対策本部内周知 ・ 支援要員派遣と支援用資機材提供の対応 ・ 食料や被服の調達
	人事班	・ 支援要員の調整
	資材調達班	・ 現場復旧等に必要な資機材の調達
	厚生医療班	・ 緊急医療支援 ・ 宿泊等の手配
	東京支援班	・ 東京地区政府間機関への説明、情報提供 ・ 東京事務所内への情報の周知 ・ 災害情報の報道支援

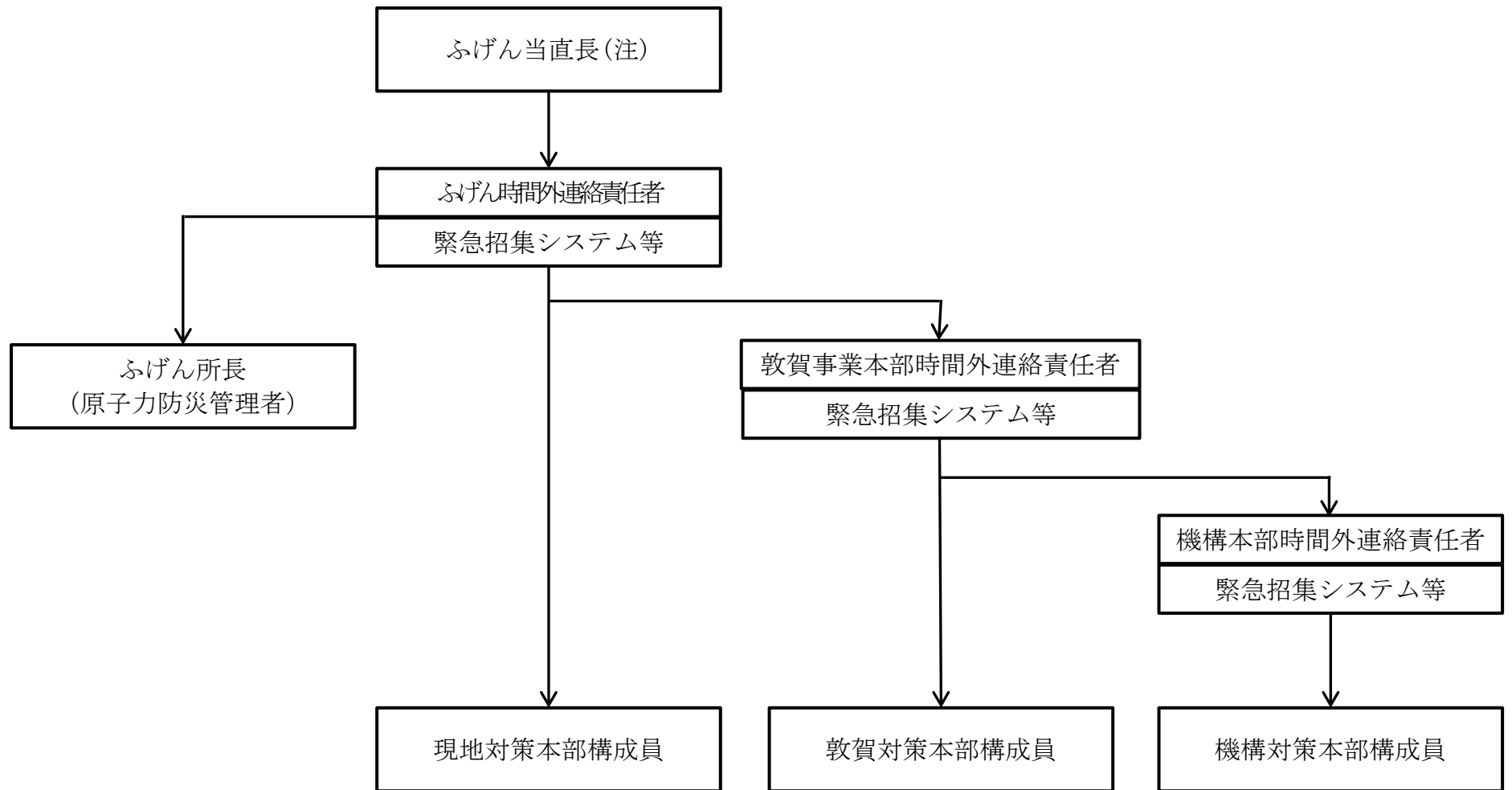
別図 2－2－4 各対策本部の非常招集連絡経路（1／2）（通常勤務時間内）



（注）事業所外運搬の場合は、以下のとおり読み替える。

- ・「当直長」→当該輸送業務を所管する課長

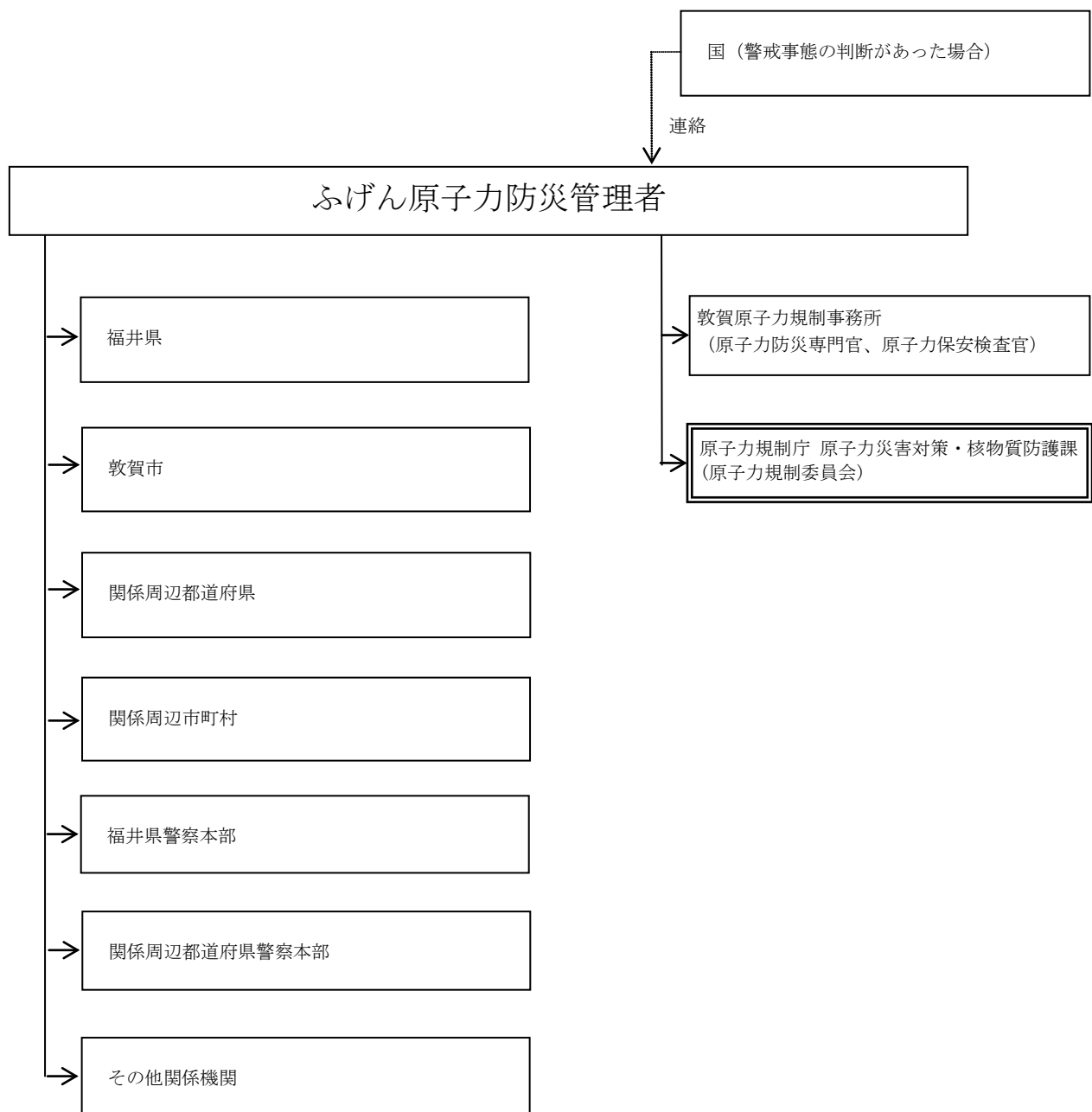
別図 2－2－4 各対策本部の非常招集連絡経路（2／2）（通常勤務時間外）



(注) 事業所外運搬の場合は、以下のとおり読み替える。

- ・「当直長」→当該輸送業務を所管する課長

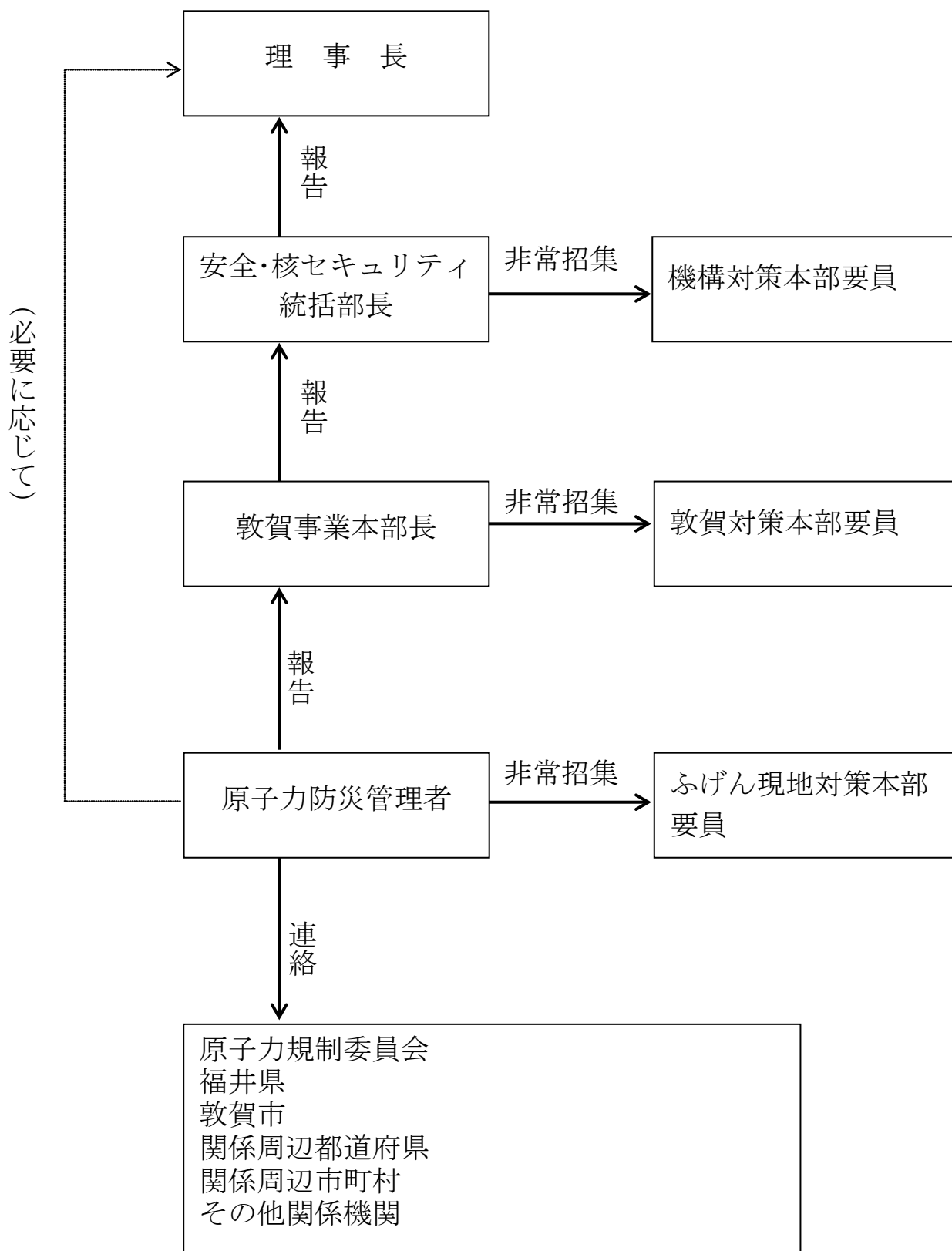
別図 2－2－5 警戒事象に基づく通報(連絡)経路



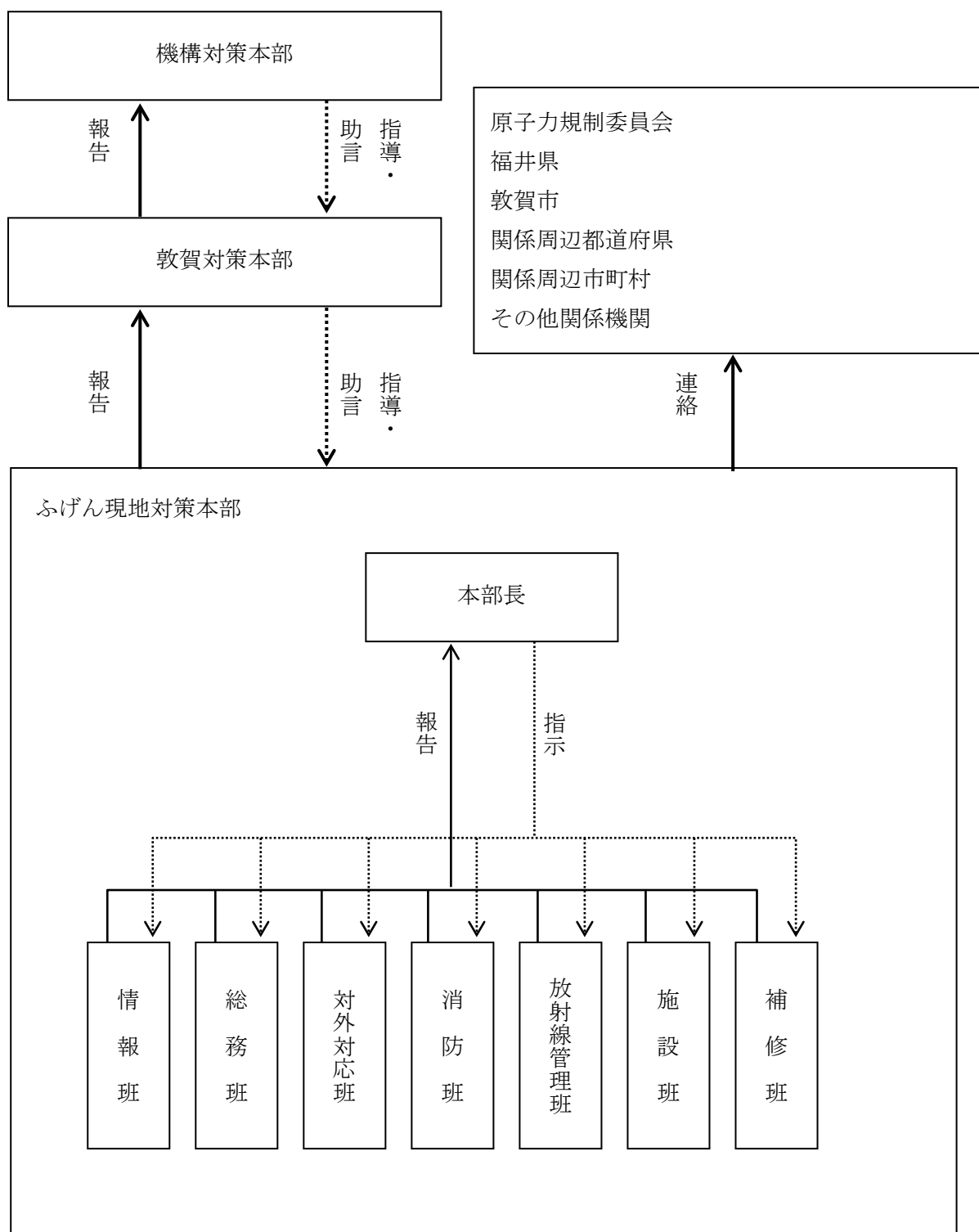
 : 防災業務計画等命令に係る通報先

→ : 通報

別図 2—2—6 警戒体制及び原子力防災体制発令時の連絡経路



別図 2-2-7 ふげん現地対策本部設置後の報告連絡経路
(警戒体制及び原子力防災体制発令後の報告連絡経路)



別図 2－2－8 原子力防災体制発令時等の通報(報告)経路



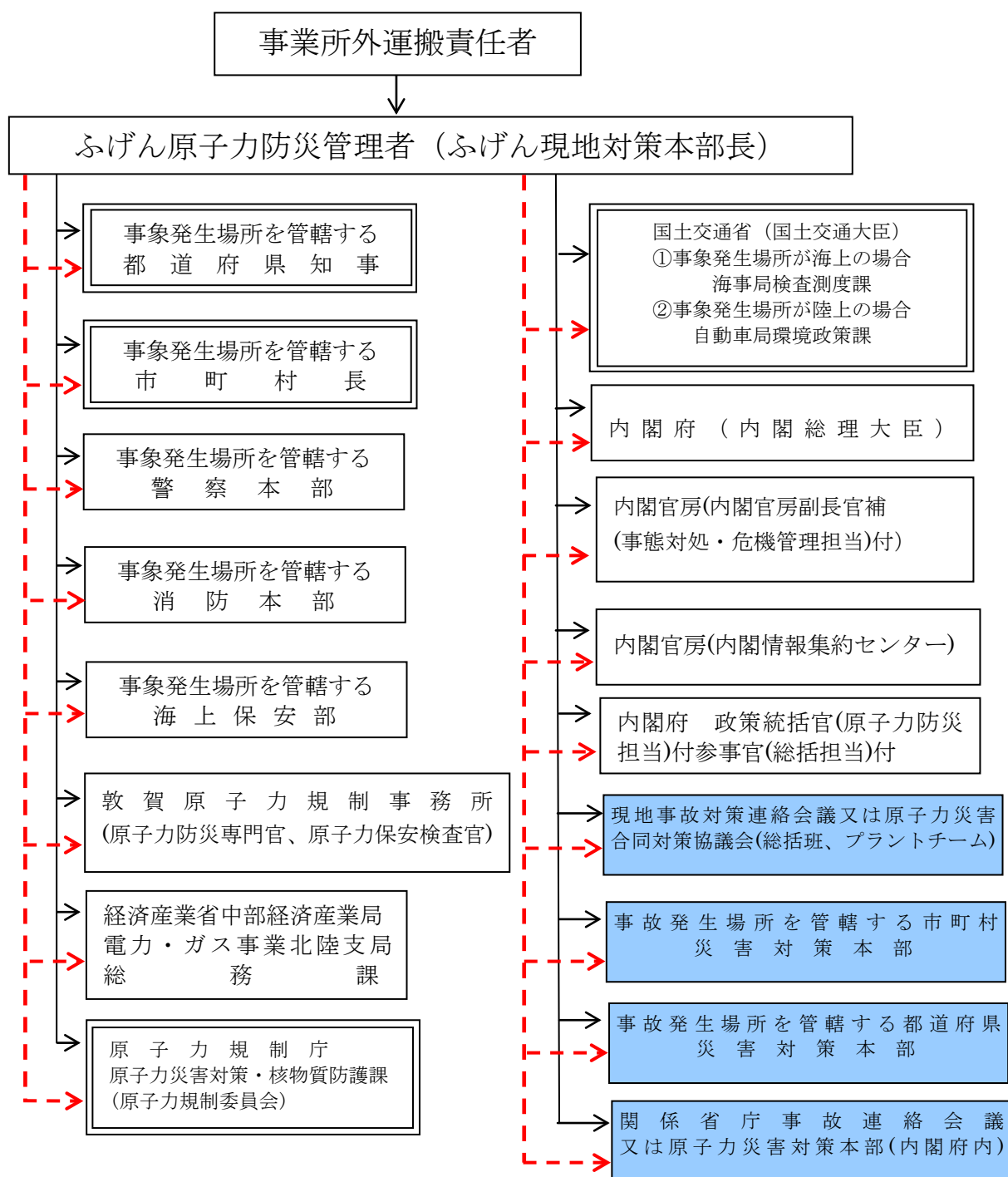
□ : 原災法第 10 条第 1 項(又は原災法第 25 条第 2 項)に基づく通報(報告)先

■ : 設置されている場合に連絡

→ : 電話

- - - - -> : FAX

別図 2—2—9 事業所外運搬における原子力防災体制発令時等の通報(報告)経路



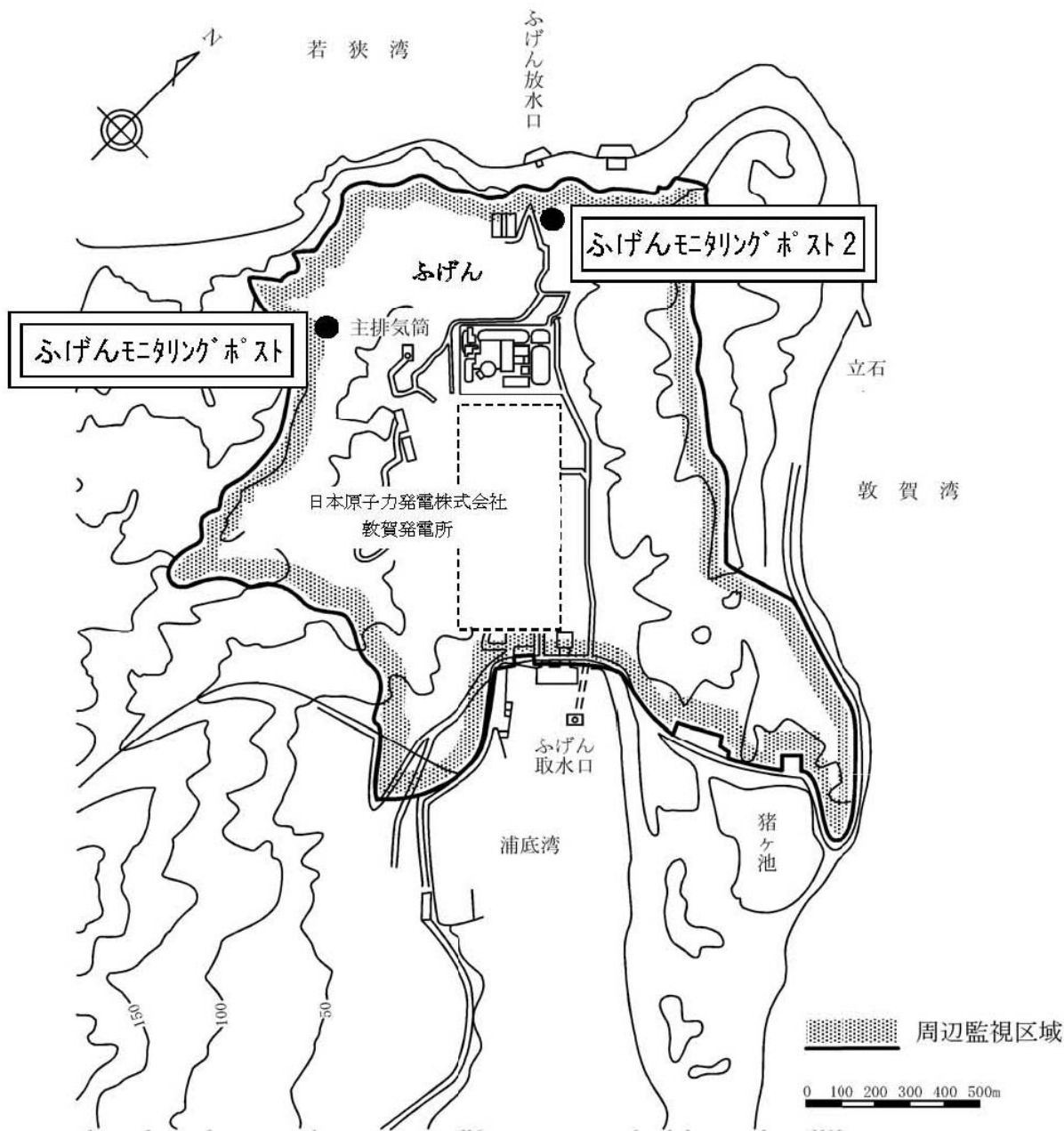
: 原災法第 10 条第 1 項(又は原災法第 25 条第 2 項)に基づく通報(報告)先

: 設置されている場合に連絡

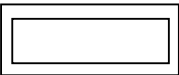
→ : 電話

- - - - -> : F A X

別図 2—3—1 0 ふげん周辺監視区域境界付近の放射線測定設備



名 称	測定対象	測定器種類、測定レンジ
モニタリングポスト※(EL140m)	空間線量率	N a I (10 ⁻¹⁰ ~10 ⁵ nGy/h)、電離箱(10 ⁻¹⁰ ~10 ⁸ nGy/h)
モニタリングポスト2※(EL70m)	空間線量率	N a I (10 ⁻¹⁰ ~10 ⁵ nGy/h)、電離箱(10 ⁻¹⁰ ~10 ⁸ nGy/h)

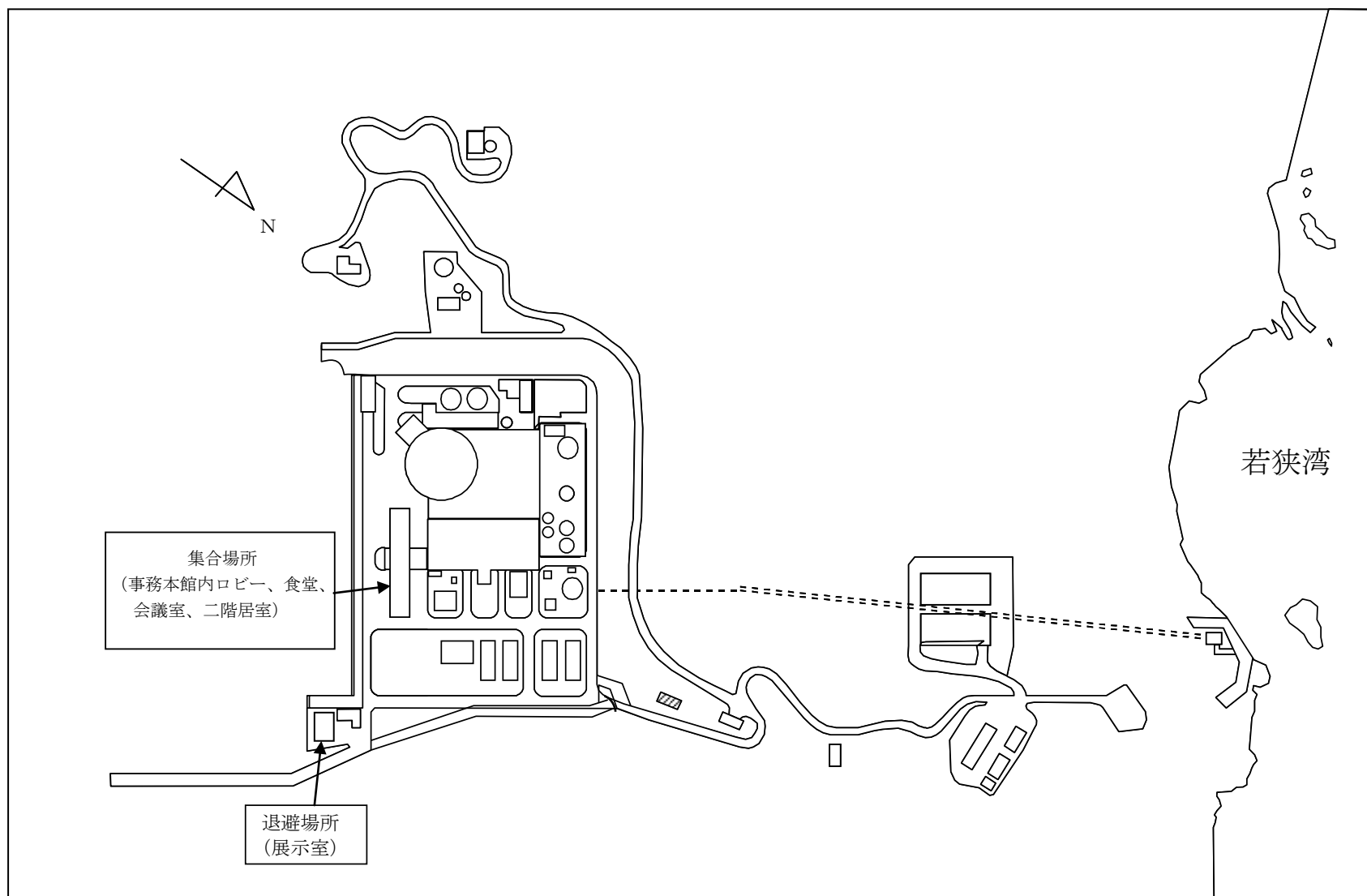


：原災法第 11 条第 1 項に基づく通報対象となる放射線測定設備

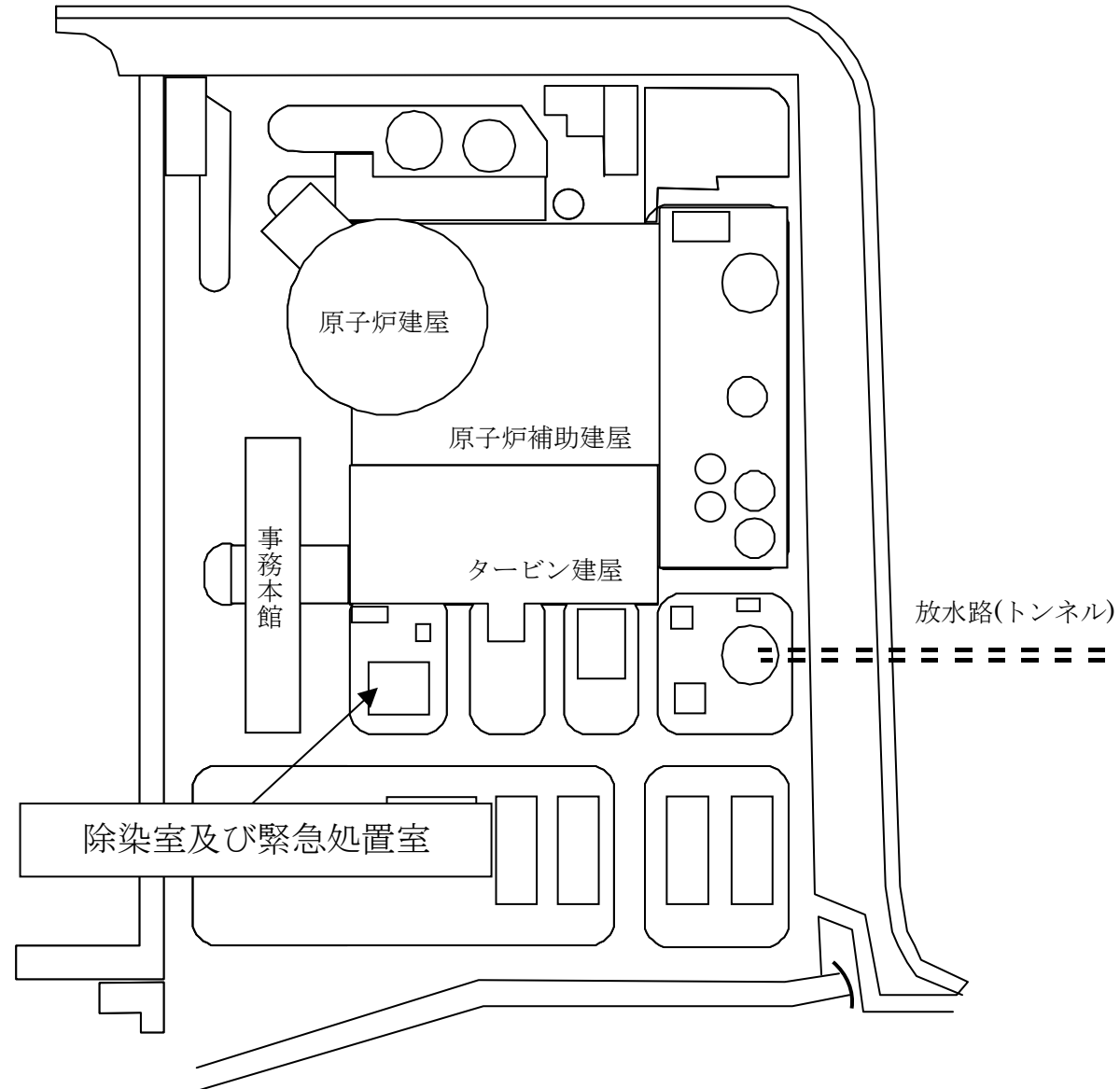
別図 2－3－1 1 電源機能等喪失時対応に関する資機材配置

安全確保上の観点から公開しない
こととしています。

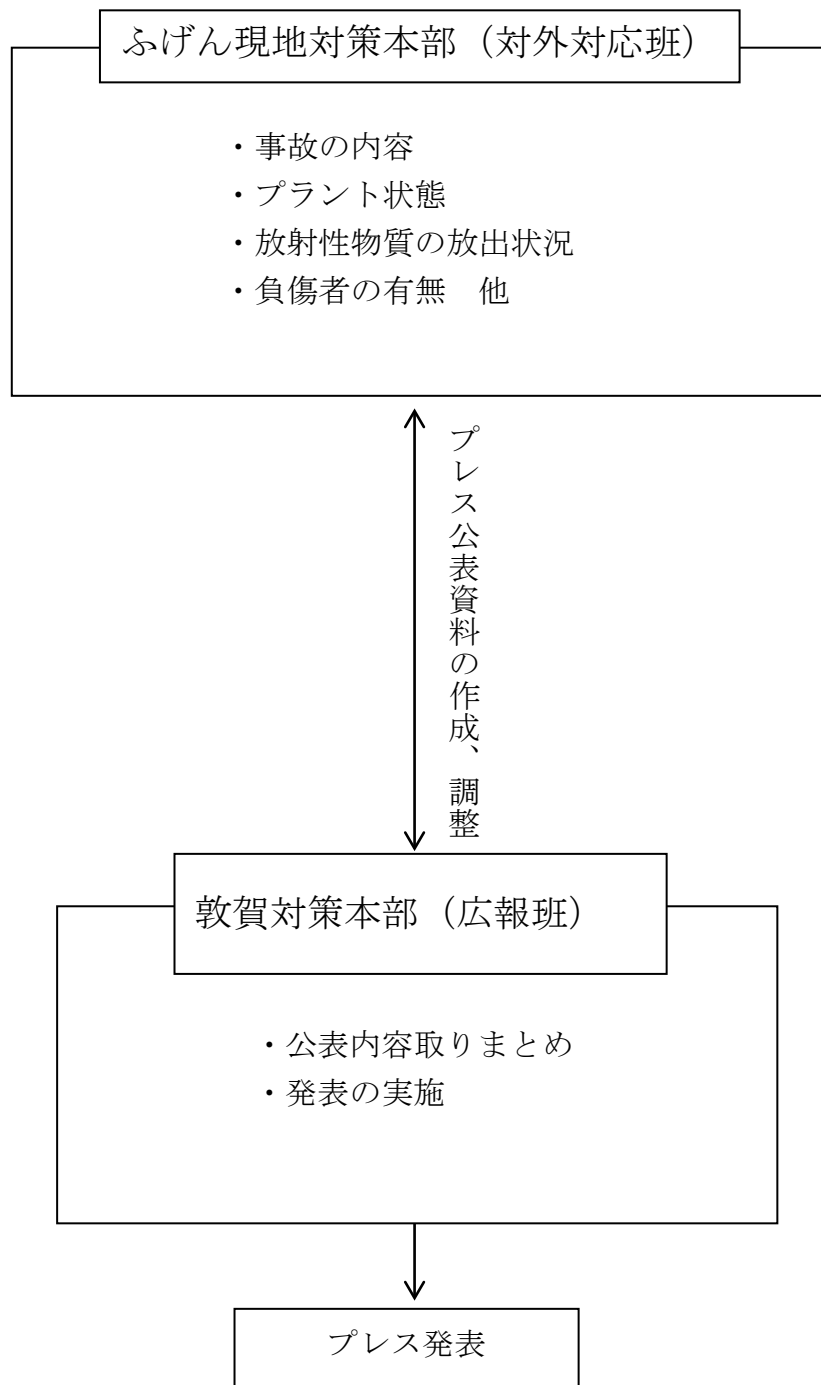
別図 2—5—1 2 ふげんの集合・退避場所



別図2—5—13 ふげん構内の緊急処置施設等



別図 3—2—1 4 公表内容の連絡経路



様式1—5—1 原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿

届出者
住所

氏名印

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

(担当者 所属 電話)

別添のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。

原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所	
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	年 月 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日
協議した都道府県知事及び市町村長	
予 定 さ れ る 要 旨 の 公 表 の 方 法	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

樣式 2—1—2 原子力防災要員現況届出書

原子力防災要員現況届出書

[illegible]

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式 2—1—3 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年 月 日			
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿			
届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印 <u>（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）</u> （担当者 所属 電話 ）			
原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害 対策特別措置法第 9 条第 5 項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称 及び場所			
区	分	選 任	解 任
正	氏 名		
	選 任 ・ 解 任 年 月 日		
	職 務 上 の 地 位		/
副	氏 名		
	選 任 ・ 解 任 年 月 日		
	職 務 上 の 地 位		/

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄
 を追加するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場
 合において、署名は必ず本人自署するものとする。

様式 2－3－4 放射線測定設備現況届出書

放射線測定設備現況届出書

年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿 届出者 住所 氏名印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)		
放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式
	設置場所	
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	
	設置場所	
	検出される数値の把握方法	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第 8 条第 1 項ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式 2－3－5 原子力防災資機材現況届出書

原子力防災資機材現況届出書

			年	月	日
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿					
届出者					
住所					
氏名				印	
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)					
(担当者 所属 電話)					
原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。					
原子力事業所の名称及び場所					
放射線障害防護用器具	汚染防護服				組
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク				個
	フィルター付き防護マスク				個
非常用通信機器	緊急時電話回線				回線
	ファクシミリ				台
	携帯電話等				台
計測器等	排気筒モニタリング設備 その他の固定式測定器	排気筒モニタ	台		
		放水槽モニタ	台		
	ガンマ線測定用サーベイメータ				台
	中性子線測定用サーベイメータ				台
	空間放射線積算線量計				個
	表面汚染密度測定用サーベイメータ				台
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	台		
		測定器	台		
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	台		
		測定器	台		
	個人用外部被ばく線量測定機器				台
	その他	エリアモニタリング設備			台
モニタリングカー			台		
その他資機材	ヨウ素剤				錠
	担架				台
	除染用具				式
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両				台
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備				式

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

3 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。

様式 2－7－6 防災訓練実施結果報告書

防災訓練実施結果報告書

年 月 日	
原子力規制委員会 殿	
報告者 住所 氏名 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)	
防災訓練の実施結果について、原子力災害対策特別措置法第 13 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告します。	
原子力事業所の名称及び場所	
防災訓練実施年月日	
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防災訓練の項目	
防災訓練の内容	
防災訓練の結果の概要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式 3－1－7 警戒事象発生通報様式

警戒事象発生通報

年 月 日

原子力規制委員会 殿

警戒事象通報

通報者名

連絡先

警戒事象の発生について、原子力事業者防災業務計画第 3 章第 1 節に基づき通報します。

原子力事業所の名称	
件名／EAL 番号	
発生時刻	(2 4 時間表示)
状 況	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式 3－1－8 特定事象発生通報様式

特定事象発生通報

年 月 日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿※	
第 10 条 通 報	
<u>通報者名</u> <u>連 絡 先</u>	
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。	
原子力事業所の名称及び場所	
特定事象の発生箇所	
特定事象の発生時刻	(24 時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類／ EAL 番号
	想定される原因
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等
その他特定事象の把握に参考となる情報	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

※事業所外運搬時は、以下のとおり。

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第 2 5 条 報 告

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

発信日時	年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	年 月 日 時 分	受信者	

1. 事案件名／EAL 番号 ：

2. 事象発生箇所 ：

3. 事象発生日時 ： 年 月 日 時 分 頃

4. 発生事象と対応の概要（注 1）

5. 緊急時対策本部その他の事項の概要（注 2）

（注 1） 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置他の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

（注 2） 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

様式 3-1-9 応急措置の概要連絡様式（原子炉施設）

(2/2)

6. プラントの状況		確認時刻 時 分	
事象発生時の状況	発電所状態	廃止措置中	原子炉出力
	原子炉停止時刻		炉心平均燃焼度
現在の状況	原子炉出力		1 次系圧力
	1 次系(ホット レグ)温度		加圧器水位
	格納容器圧力		格納容器内水素 濃度(ドライ値)

7. 放射性物質の放出状況等		確認時刻 時 分	
放出状況 放出状況の評価 を開始した時刻 (時刻 時 分)	放出開始時刻	日 時 分 頃	放出停止時刻 日 時 分 頃
	放出箇所		放出高さ (地上高) m
	放出実績評価	評価時点での放出率	評価時刻までの放出量
	希ガス	Bq/h	Bq
	ヨウ素	Bq/h	Bq
	その他 (核種)	Bq/h	Bq
排気筒モニタ	格納容器 (主排気筒)	cps cpm	補助建屋
モニタポスト	名称	モニタリングポスト	モニタリングポスト 2
	nSv/h μSv/h		
気象情報	天候		風向
	風速	m/s	大気安定度

8. 放射性物質の放出評価		確認時刻 時 分	
放出見通し		希ガス	ヨウ素
	放出評価時刻以 降の放出見通し	Bq	Bq
最大地点の線量 の推定		方位	距離
	外部全身被ばく		km
	甲状腺被ばく		km

9. その他	

様式 3－1－10 応急措置の概要連絡様式（事業所外運搬）

(1/2)

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

第 25 条報告

原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

発信日時	年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	年 月 日 時 分	受信者	

1. 事象件名／EAL 番号 :

2. 事象発生箇所 :

3. 事象発生日時 : 年 月 日 時 分 頃

4. 発生事象と対応の概要（注 1）

5. 緊急時対策本部その他の事項の概要（注 2）

（注 1） 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置他の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

（注 2） 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

様式 3-1-10 応急措置の概要連絡様式（事業所外運搬）

(2/2)

6. 輸送容器の状況		確認時刻 時 分			
事象発生時の状況	輸送物の種類			使用容器の種類	
	出発地／到着 予定地			輸送手段	
現在の状況	火災の有無	有 ・ 無		爆発の有無	有 ・ 無
	漏えいの有無	有 ・ 無			
	特記事項				

7. 放射性物質の放出状況等		確認時刻 時 分			
放出状況	放出、漏えい 開始時刻	日 時 分 頃		放出、漏えい 停止時刻	日 時 分 頃
	放出、漏えい 箇所				
放射線量	距離・ 場所				
	nSv/h μSv/h				

8. 放射性物質の放出評価		評価時刻 時 分		
放出見通し	放出評価時刻 以降の放出見 通し			
最大地点の線量 の推定		方位	距離	被ばく線量
	外部全身被ば く		m	mSv

9. その他	

様式 3-3-11 原災法第 15 条第 1 項に関する報告様式（原子炉施設）

(1/2)

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第 15 条報告

原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項に基づき、応急措置の概要（同法第 15 条第 1 項に係る原子力緊急事態事象の発生）を以下のとおり報告します。

発信日時	年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	年 月 日 時 分	受信者	

1. 事案件名／EAL 番号 :

2. 事象発生場所 :

3. 事象発生日時 : 年 月 日 時 分 頃

4. 報告する内容（注 1）

5. 発生事象と対応の概要（注 2）

6. 緊急時対策本部その他の事項の概要（注 3）

（注 1） 原子力緊急事態事象の内容を記載する。

（注 2） 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置他の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

（注 3） 緊急時対策本部設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

様式 3-3-11 原災法第15条第1項に関する報告様式（原子炉施設）

(2/2)

7. プラントの状況

確認時刻 時 分

事象発生時の状況	発電所状態	廃止措置中	原子炉出力	
	停止時刻		炉心平均燃焼度	
現在の状況	原子炉出力		1次系圧力	
	1次系(ホットレグ)温度		加圧器水位	
	格納容器圧力		格納容器内水素濃度(ドライ値)	

8. 放射性物質の放出状況等

確認時刻 時 分

放出状況 放出状況の評価を開始した時刻 (時刻 時 分)	放出開始時刻	日 時 分 頃	放出停止時刻	日 時 分 頃
	放出箇所		放出高さ (地上高)	m
	放出実績評価	評価時点での放出率		評価時刻までの放出量
	希ガス	Bq/h		Bq
	ヨウ素	Bq/h		Bq
	その他 (核種)	Bq/h		Bq
排気筒モニタ	格納容器 (主排気筒)	cps cpm	補助建屋	
モニタポスト	名称	モニタリングポスト	モニタリングポスト2	
	nSv/h μSv/h			
気象情報	天候		風向	
	風速	m/s	大気安定度	

9. 放射性物質の放出評価

確認時刻 時 分

放出見通し		希ガス	ヨウ素	合計
	放出評価時刻以降の放出見通し	Bq	Bq	Bq
最大地点の線量の推定		方位	距離	被ばく線量
	外部全身被ばく		km	mSv
	甲状腺被ばく		km	mSv

10. その他

--

様式 3－3－1 2 原災法第 1 5 条第 1 項に関する報告様式（事業所外運搬）

(1/2)

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

第 1 5 条報告

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項に基づき、応急措置の概要（同法第 1 5 条第 1 項に係る原子力緊急事態事象の発生）を以下のとおり報告します。

発信日時	年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	年 月 日 時 分	受信者	

1. 事案件名／EAL 番号 :

2. 事象発生箇所 :

3. 事象発生日時 : 年 月 日 時 分 頃

4. 報告する内容（注 1）

5. 発生事象と対応の概要（注 2）

6. 緊急時対策本部その他の事項の概要（注 3）

（注 1） 原子力緊急事態事象の内容を記載する。

（注 2） 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置他の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

（注 3） 緊急時対策本部設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

様式 3-3-12 原災法第 15 条第 1 項に関する報告様式（事業所外運搬）

(2/2)

7. 輸送容器の状況

確認時刻 時 分

事象発生時の状況	輸送物の種類		使用容器の種類	
	出発地／到着 予定地		輸送手段	
現在の状況	火災の有無	有 ・ 無	爆発の有無	有 ・ 無
	漏えいの有無	有 ・ 無		
	特記事項			

8. 放射性物質の放出状況等

確認時刻 時 分

放出状況	放出、漏えい 開始時刻	日 時 分 頃			放出、漏えい 停止時刻	日 時 分 頃		
	放出、漏えい 箇所							
放射線量	距離・ 場所							
	nSv/h μSv/h							

9. 放射性物質の放出評価

評価時刻 時 分

放出見通し	放出評価時刻 以降の放出見 通し			
最大地点の線量 の推定		方位	距離	被ばく線量
	外部全身被ば く		m	mSv

10. その他

--

参考 1 原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策指針に基づく標準EALマトリックス表

EAL 区分		警戒事象（AL）		原災法第10条第1項に基づく特定事象（SE）		原災法第15条第1項に関する緊急事態事象（GE）	
		EALNo.	E A L 略称	EALNo.	E A L 略称	EALNo.	E A L 略称
放射線量・放射性物質放出	0 1	—	—	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇
	0 2	—	—	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出
	0 3	—	—	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出
	0 4	—	—	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出
	0 5	—	—	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出
	0 6	—	—	SE06	施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ	GE06	施設内（原子炉外）での臨界事故
冷やす	2 5	AL25	全交流電源喪失のおそれ	SE25	全交流電源の30分以上喪失	GE25	全交流電源の1時間以上喪失
	2 6	AL26	全交流電源喪失のおそれ（旧基準炉）	SE26	全交流電源の5分以上喪失（旧基準炉）	GE26	全交流電源の30分以上喪失（旧基準炉）
	2 7	—	—	SE27	直流電源の部分喪失	GE27	全直流電源の5分以上喪失
	3 0	AL30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	SE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	GE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出
その他脅威	5 1	AL51	原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	SE51	原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	GE51	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失
	5 2	AL52	所内外通信連絡機能の一部喪失	SE52	所内外通信連絡機能の全て喪失	—	—
	5 3	AL53	重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	SE53	火災・溢水による安全機能の一部喪失	—	—
	5 4	—	—	SE54	特定事象にかかる緊急事態事象の発生	—	—
	5 5	—	（原子力炉規制委員会委員長又は委員長代理が警戒本部の設置を判断した場合）	SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生
事業所外運搬	—	—	—	XSE61	事業所外運搬での放射線量率の上昇	XGE61	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇
	—	—	—	XSE62	事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE62	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい
	—	—	—	XSE63	事業所外運搬の特定事象にかかる原子力緊急事態事象の発生	—	—